

『大和物語』の女性名称 三

——「君」と「御」をめぐって——

新 田 孝 子

宇多後宮篇

一条の君

—

『大和物語』には、第十三段、第三十八段、第四十七段に「一条の君」が登場してゐる。また、勅撰集や私家集にも、「一条」の記名が見えてゐるので、これらすべてが同一女性を指掌するものか、あるいは別人であるのかといふ吟味は当然になさねなければならないであらう。それぞれの話柄は、「一条の君」の或る一面のみを物語るものであつて、必ずしも全体像を示すものではないから、あたかも、群盲に感得される巨象の印象の如く、相互に相容れない様相を呈してゐることは事実であり、一も二もなく同一女性とすることには強い抵抗感を覚えるのである。

にもかかはらず、女性名称のあり方といふ視点から見ると、**「一条」を冠せられる女性が何人もゐたといふ**

ことの方が有り得べからざることとせざるを得ないのである。結論を先に言ふならば、「一条の君」はただ一人であつたであらう。それは、少なくとも、「一条の君」といふ呼称が、**一条第を里第とする王氏のむすめの後宮女官としての名称であつたと考へられるからである。**

二

次に揭示したのは、主として条坊を冠せられた歴代の后妃の称号である。一見して、里第の条坊に拠つてゐることは明白であらう。

天皇	后妃本名	称 号	后妃の父
仁 明	順 子	イ五条后	冬 嗣
文 徳	明 子	染殿后	良 房
清 和	多賀幾子	ロ西三条女御	良 相
	高 子	二条后	良房養女
陽 成	姉子女王	ハ東宮女御	(是忠親王)
光 孝	班子女王	六条皇后	仲野親王
宇 多	温 子	洞院后	
		七条后	基 経
		ニ九条宮御息所	

く。

右の表において、『尊卑分脈』で容易に知られるところは割愛し、それ以外の称号を記録する資料を提示しておく。

注 『大日本史料』^{イロ}第二編の五、延喜十八年十一月三日無動寺相応堯伝に掲出の〔天台南山無動寺建立和尚伝〕に、「西三条女御」(29頁)、「五条女御」(36頁)とある。

醍醐	貞子	六条御息所	源昇
能子	穩子	大后	基経
和香子	熙子女王	五条女御	
朱雀		三条御息所	定方
		大将御息所	定国
		ホ王女御	保明親王
		本院女御	(生母時平女 仁善子)
村上	慶子	大将御息所	実頼
	安子	東院皇后	師輔
冷泉	述子	四条御息所	実頼
	懷子		伊尹
	超子		兼家
円融	遵子	四条后	頼忠
		素腹の後	

陽成天皇は、貞観十一年二月十一日に染殿第から東宮に移入（三代実録）したので、生母高子を東宮女御と称する。

『貞信公記』天慶八年十二月廿日の条

廿日、壬午、内御修法始、以明達為阿闍梨、王女御母卒、（224頁）

『平安朝歌合大成』七「〔寛平九年春〕東宮御息所温子小箱合」

此歌は九条の宮の御息所の御もとに、小箱合のころ、紅梅のつぼみを入れて奉るとてよめると云々

御返事 七条后

水の江のかたみと思へば鶯の花の櫛笥はあけてだに見ず

三

次に掲げるのは、『平安朝歌合大成』⁽³⁾五五「天徳四年三月卅日内裏歌合」の記事である。

十卷本 殿上日記

以_ニ更衣_ニ為_ニ左右頭_ニ、相_ニ分典侍掌侍命婦藏人等_ニ為_ニ方人_ニ矣。（340頁）

廿卷本 念人

左 中將更衣 宰相更衣 藤典侍 少貳命婦 右衛門命婦 兵衛命婦 兵衛藏人 兵庫藏人 参河藏人 靱

負藏人 侍從藏人

右 弁更衣 按察更衣 橘宰相 少納言命婦 右衛門命婦 美濃命婦 越後命婦 備前藏人 美作藏人 兵

部藏人 宮内藏人（349頁）

叙述の便のために甚だ身勝手な引用をしたが、更衣、典侍、掌侍、命婦、藏人といふ女官の官職名と、その上に冠せられた名称すなはち父親の官職名とが、高下相応してゐる事情が看取されるであらう。藏人に冠せられてゐるのは多く国名であり、そのことは、藏人が、国司、受領階級のむすめである事情を指掌してゐる。逆に、更衣には国司階級のむすめではなり得ないといふことでもある。『新訂女官通解』⁽⁴⁾に次のやうに叙述されてゐることが想起されるであらう。

かくのごとき宮中に仕え奉る女官は、多くは門閥ある家の子女を任用せられたるものにして、凡人の子女は宮中に仕え奉ることさえ、易からざりき。されば、さばかり数多き女官も、多くは門閥家の子女にして、その父兄はおおよそ位階ある人なりき。殊に古は門閥を貴びしかば、貴賤の階級は極めて嚴重にして、賤者は貴者を犯し難く、貴者は賤者に犯されざりき。したがいて貴人の子女は、おのずから女官の高位を占め、賤者の子女は、おのずから女官の下位を占めたり。(16頁)

后妃の呼称、藏人の呼称、並びに出自と官職との相関性は以上の如くである。これによつて、「一条の君」の「一条」がかなり特異な趣を有する呼称であることが知られよう。

『古今集』⁽⁵⁾ 卷十八、雑歌下に

初瀬に詣づる道に奈良の京にやどれりけるとときよめる

二条

人ふるす里をいとひてこしかどもならの都もうき名なりけり (143頁)

と所見する。右の「二条」は、『新修作者部類』⁽⁶⁾に、「長門介源有女」とし、『玉葉集』卷十三、恋五の「女藏人二条」と同一人とされてゐる。『古今和歌集目録』⁽⁷⁾には「従四位上行右京大夫源至朝臣女。」と見える。前者の「長門介源有女」である「女藏人二条」と、後者の「古今和歌集目録」にいふ「源至女」とは別人とみなすべきだら

う。『尊卑分脈』(三の6頁)に次のやうに記載されてゐる。



『拾遺集』(9) 卷九、雑下に

高尾にまかり通ふ法師に名たち侍りけるを少將しげもとが聞きつけてまことかといひ遣はしたりければ

八条のおはい君

無き名のみ高尾の山といひ立つる君は愛宕の峯にやあるらむ (44頁)

と所見する。『尊卑分脈』(二の15、16頁)に、



と記載されてゐる。「八条のおはい君」は、国経の長女であつたと考へられる。

「二条の君」と同じ時期に条坊名を冠せられてゐた女性で、后妃以外の存在は右の二名であつた。

四

『大和物語』第十三段に次のやうに所見する。

右馬の允藤原の千兼といふ人の妻には、としこといふ人なむありける。子どもなどあまたいできて、おもひてすみけるほどに、なくなりなければ、かぎりなくなしとのみおもひありくほどに、内の藏人にてありける一条の君といひける人は、としこをいとよく知れる人なりけるほどにしもとはざりければ、

右によれば、「一条の君」は「内の藏人」に他ならなかった。しかるにその呼称は、あたかも后妃のそれにおけるが如き、里第の条坊を冠せられたものであったのである。これを、「一条の君」の侍仕してゐたところが一条第であつたと解するわけにはいかない。明らかに、「内の藏人」すなはち内裏女房であることを断つてゐるからに他ならない。したがって、一条第は、当然に「一条の君」の居宅でなければならなかった。

『大和物語』第三十八段に次のやうに所見する。

先帝の五のみこ、御むすめ、一条の君といひて京極の宮すんどころの御もとにさぶらひ給（ひ）けり。よくもあらぬことありてまかで給て、壹岐の守のめにていますとて

たまさかにとふ人あらばわたのはらなげきはにあげていぬとこたへよ

右によれば、「一条の君」は「先帝の五のみこ」の、すなはち清和天皇の第五親王貞平の王女に他ならなかった。貞平親王の王女が「一条の君」と呼称されるのは、「一条の君」の生母が一条第を婚姻の場として貞平親王と結婚してゐたといふ事実を背景とするのである。貞平親王は、へ一条親王と呼ばれてゐたのに相違ない。それは、清和天皇の第三親王貞元が、基経女の領有する閑院第に婿住みしてゐたゆゑに「閑院親王」（『本朝皇胤紹運録』）と呼称されてゐたことと揆を一にする。しかし、当代において、一条第として著名な第宅を領有してゐたのは誰か、貞平親王室が誰のむすめであつたかといふことは、管見に入らない。

ともあれ、「一条の君」が貞平親王の王女であることと、京極御息所襲子のもとに侍仕してゐたことが判る。因

みに、褻子が時平女であることは周知のところであるが、時平は、「本院」「中御門」を冠称としてゐること、本院第が条坊の上で一条にあることは注意されてよいであらう。

『後撰集』⁽¹¹⁾ 卷二十、哀傷歌に次のやうに見える。

兄のぶくにて一条にまかりて

太政大臣

春の夜の夢のうちにもおもひきや君なき宿をゆきて見むとは

かへし

宿みればねてもさめても恋しくて夢現ともわかれざりけり (368頁)

太政大臣は忠平を、「兄」は時平を指す。一条第である本院第に住む時平室に贈ったものであらう。

『大日本史料』第一編の八、天慶七年十一月九日常明親王薨去の条に所引の『大和物語』について、注記は常明親王を「先帝の五のみこ」に擬してゐる。常明親王について『本朝皇胤紹運録』⁽¹²⁾に

常明親王——源茂親(母恒佐右大臣女)

とあるところから、常明親王が一条右大臣恒佐のむすめを室として儲けたのが「一条の君」であるともみなしたものである。常明親王が、醍醐天皇の親王宣下を受けた五番目の親王であること、また、恒佐が『新古今集』⁽¹³⁾ 卷九、離別歌に「一条右大臣」と記名されてゐることは疑ひない。しかし、常明親王は延喜六年の生誕であり、少なくとも結婚して子女を儲ける年齢に達したあと、その王女である「一条の君」が成長後宮仕へに出るといふことになるとすれば、宇多上皇崩御の承平元年を優に超えてしまふ、つまり、京極御息所褻子に侍仕する意味がなくなつてしまふといふことになるであらう。

したがって、「先帝の五のみこ」を常明親王に擬するのは誤りであるが、その王女の「一条の君」が、「一条」を

冠せられた公卿のむすめを生母とすると推理した、その思考のあり方は順当である。事実、常明親王は「一条右大臣恒佐」の女婿であったのであるから、恒佐の一条第においてそのむすめと婚姻生活を営んでゐたとすれば、「一条親王」と呼称されてゐたとしても不思議はない。もし、そこに王女が儲けられてゐたとすれば、当然に、「一条の君」と呼称されたであらうと思はれる。なほ、貞平親王の薨逝の記事の、『大日本史料』第一編の四、延喜十三年三月六日の条に掲出の『大和物語』の注記においては、「先帝の五のみこ」を貞平親王と正しく解してゐるのであることを断っておきたい。

『大和物語』第四十七段に次のやうに所見する。

陽成院の一条の君、

おくやまに心をいれてたづねずばふかき紅葉の色をみましや

右の「陽成院」は院宮を指すのか、陽成上皇自身を指すのか明白ではないが、少なくとも「陽成院」といふ院宮に陽成上皇が居住してゐたのは疑ひないから、右の叙述をそのまま解釈すれば、「陽成院」といふ院宮に「一条の君」が居住してゐた事情を表すと見てよいであらう。それ以上は、余りに短い文章で如何とも解し難い。

因みに、右の章段が『大和物語』の全段中、もっとも短い章段の一つであり、歌の詠み手が「一条の君」なし「陽成院の一条の君」である以外は、何事も呈示してゐない現象について次のやうな見解が出されてゐる。新藤協三「大和物語における陽成院のグループについて」⁽¹⁴⁾に左のやうに述べられてゐる。

歌語りとなる歌の詠者が、その享受者の間で著名であればあるほど、歌を詠むに至る詠歌事情は、その人物に付随する要素、予備知識として暗黙裡に了承され、歌と人物を提示するだけで歌語りとして成立し得る場

合もあつたと想像される。……しかし、この歌の詠者「陽成院の一条の君」を提示することで、少なくともこの歌の背景にある詠歌事情を享受者に想起させ得たと考えなければ、歌と詠み手を掲げたのみで一章段となり得ている事実は理解できないと思うのである。……詠者にまつわる詠歌事情が文字に語られなくとも、これが恋の贈答歌の片われであり、贈答の相手が誰かということぐらい容易に察し得たであろうし、まさかこれを単純な自然詠とは考えなかった筈である。

また、雨海博洋「一条の君」(『大和物語の人々』¹⁵)は右の所説と同一の立場から、「一条の君」について詳細に考究した上で、

「陽成院の一条の君」と名前だけを出しても歌語りになり得る背景を持っていた。特に一条の君が文学の場、ロマンスの場に於て有名だったのが陽成院サロンであったことを物語っている。(20頁)

と結論してゐる。右の二説のやうに、「歌語り」の成り立ちといふ観点から、単なる歌の詠み手を呈示したものとしてこの章段を意義づけることはそれなりに首肯し得る。たとへば、第百十八段は、

閑院のおほい君、

むかしよりおもふ心はありそ海の浜のまさごは数もしられず

といふ章段であつて、これを単に詠み手が「閑院のおほい君」であることを示すだけの「歌語り」であるとみなすのは差支へないだらう。しかしながら、「陽成院の一条の君」を無条件で、「閑院のおほい君」と同一視するわけにはいかないのである。それは、女性名称のあり方といふものを考へるならば容易に気が付くことである。「閑院のおほい君」は、全体として初めて〈閑院第の長女〉といふ固有の存在を指掌する表現であつて、「閑院第の」といふ限定詞がなければ、「大君」は特定の意味をなさない普通名詞に過ぎない。しかし、「陽成院の一条の君」は

それとは違ふのである。「一条の君」それ自体が固有の存在を表してをり、「陽成院の」があってもなくても意味を持つてゐる。

したがって、その上に冠せられる「陽成院の」は、さらに附加され、拘束された条件となつてしまふ。「一条の君」が、他ならぬ「陽成院」といふ院宮に居住してゐるといふ条件を指掌するものとなるのである。断るまでもなく、「陽成院」は二条第であつて、一条第ではないから、「陽成院」に居住するゆゑに「一条の君」と指呼されるはずはなく、本来の「一条の君」と、「陽成院に侍仕する「一条の君」の二人の「一条の君」が存在した、といふ事情を表すものとなる。柿本堯著『大和物語の注釈と研究』⁽¹⁶⁾「陽成院の一条の君」では、明白にその考へを採択してゐる。

陽成院の一条の君 ……十三段と三十八段との「一条の君」は同一人で、宮中勤務の女蔵人であるが、本段の人は「陽成院の」を冠して別人たる事を示すのであらう。(15頁)

しかしながら、「一条の君」とは、一条第を里第とする後宮女官の意であつて、そのやうな高い出自を有する女性性が、時を同じうして二人も存在したといふ考へは適切なものではない。つまり、「一条の君」に対しては、「陽成院の」といふ限定詞を冠することは全く不可能であることが弁へられなければならない。一見して、似たやうに見えるが、第十六段の「陽成院のすけの御」と、本来の醍醐後宮の「すけの御」との二名の女官名称のあり方と、混淆してはならないのである。このことをしっかりと抑へておくべきである。

五

『延喜御集』⁽¹⁷⁾に次のやうに所見する。

これひらの宰相、むすめをたてまつりたりけるか、まかてゝさとに二日はかりありてまいらせける
けふきてもきえなましかは夢にても　いつこをはかとのとはまし

御かへり

うつゝにそとふへかりけるゆめとのみ　まとひしひとやはかなかりけむ

同御息所ひさしうまいらせさりければ、はせにそたてたりけるときかせ給て

(二行空白)

御返し

すぎたてゐるみわのやまへは見しかとも　とふてふ事はなき世なりけり

このみやすところまいりて、花のおもしろきを、くらひとたちの許に遣ける

このはなのもみしのなかに我こひは　いくらこもれりたれにとはまし

一条とてけふある哥よみありけり

おほ空にみつとはきゝし恋なれば　いくらかはなのことゝしらせん (76頁)

右は、伊衡女で醍醐天皇の更衣となつた女性をめぐる話柄である。「一条とてけふある歌よみ」が内裏にゐて、

「くらひと」の一人であることが判る。これを女蔵人「一条」とみなして誤りはないであらう。女蔵人「一条」は、

伊衡女が入内した当時、すでに内裏に侍仕してゐたわけである。伊衡女が入内したのは何時であらうか。

『尊卑分脈』(二の41、42頁)に

伊衡——女子

延喜更衣

後撰集作者
今本

号少将御息所

と記載されてゐる。

『後撰集』卷十、恋歌二に

まかり出でて御文つかはしたりければ

中将更衣 (25頁)

とある。伊衡女で、醍醐天皇の更衣となつた女性は「少将御息所」とも「中将更衣」とも呼ばれたわけである。「少将御息所」と「中将更衣」とを対比すると、後者がより後れた、進んだ段階の呼称であることは言ふまでもない。初め少将であつた伊衡が中将に昇進したあとで、「中将更衣」の呼称が冠せられたわけであるから、伊衡の少将時代には、「少将御息所」と呼ばれ得る可能性もあつたことになるであらう。

それゆゑに、單なる可能性としては伊衡女が初めに仕出したのは、伊衡の少将時代であつたと考へなければならぬまい。『公卿補任』承平四年に、伊衡が五十九歳で任参議と見え、尻付に、延喜十六年三月廿八日任右近権少将とある。これに従へば、伊衡女の入内は、一応、延喜十六年以降であつたといふことになる。但し、『尊卑分脈』の「少将御息所」といふ記載が、〈中将御息所〉〈中将の更衣〉の誤伝であつたとすれば、伊衡女の入内は、伊衡が中将となつた延長二年十月十四日の任右近権中将の時点まで繰り下げなければならぬのである。

『敦忠集』⁽¹⁹⁾に次のやうに所見する。

一条の君のつとめて上よりおるゝにさしむかひ給ひければ、女

白露の急ぎおきつる朝貌をみつとも人に夢に語るな

返し

朝顔を朝毎に見るものならば君より外に誰にかはいはむ（126頁）

右に「一条の君」と呼称されてゐる女性は、「つとめて上よりおるゝ」時に、敦忠に直面してしまつたのであるから、少なくとも敦忠が殿上人となつてゐた時でなければなるまい。『公卿補任』天慶二年に、敦忠が三十四歳で任参議と見え、尻付に、延喜廿一年正月廿五日従五位下、二月七日昇殿と注記されてゐるから、少なくとも、延喜廿一年以後の出来事であつたと思はれる。但し、『敦忠集』に収載されてゐるだけで、必ずしも敦忠詠であると断ずるわけにはいけないので、厳密な意味では、右の「一条の君」を目撃した殿上人が誰かは判らないとも言へさうである。

六

先掲の如く、『大和物語』第十三段に、千兼室「としこ」の死を、女藏人「一条の君」が弔問しなかつたといふ話柄があつた。また、『大和物語』第三段には、京極御息所喪子が宇多上皇六十の賀を祝つた時、源清蔭が「としこ」の協力を得て鬚籠を調達した話柄がある。右の二つの話柄によつて、「としこ」が延長四年九月廿八日に行はれた宇多上皇六十の賀のあとしばらくは生きてゐたこと、女藏人「一条の君」が「としこ」の死のあとまで生きてゐたことなどの事情が判る。

しかしながら、その場合に、「内の藏人にてありける一条の君といひける人」といふ記述が、現在も「一条の君」が「内の藏人」であることを確かに意味してゐると断定できない趣のあることに留意しなければならない。一旦、「内の藏人」であつたといふ事實は指掌してゐるが、現在は「内の藏人」ではないかも知れないのである。したがつ

て、単に「としこ」の死に関する話柄のみを以てしては、女藏人「一条の君」が延長五年頃に内裏に侍仕してゐたと断ずるわけにはいかないであらう。

因みに、「としこ」は承香殿女御源和子のもとに出仕してゐたらしく思はれる。女孺でもあつたらうか。角田文衛「とし子」(『王朝の映像』⁽²¹⁾)には次のやうに述べられてゐる。

俊子は十年以上も承香殿の女御に仕えたようであるが、もともと女御の女房でもあつたから、彼女の地位は、よくみても女藏人以上には出なかつたであらう。(238頁)

三に注目したやうに、女性名称は官職と、ひいては出自と密接な關係を有してゐるので、「としこ」といふ本名の呼び捨てを以て指呼される女性が女藏人であつたとは考へ難い。

『拾遺集』卷九、雜下に

元良親王承香殿のとしこに春秋いづれかまきると問ひ侍りければ秋もをかしう侍りといひければ面白き桜をこれはいかゞといひて侍りければ

おほかたの秋にこゝろはよせしかど花見るときはいづれともなし(447頁)

と所見する。右の「承香殿のとしこ」といふ表現が、「としこ」が承香殿に侍仕する存在であることを指掌してゐる。

また、『大和物語』第百三十九段に

先帝の御時に、承香殿の宮す所の御曹司に、中納言の君といふ人さぶらひけり。それを、故兵部卿の宮、若男にて一宮ときこえて、色好みたまひけるころ、承香殿はいと近きほどになむありける。らうありをかしき人々ありとききて、物などのたまひかはしけり。

と所見し、陽成皇子元良親王が承香殿御息所の曹司に伺候する「中納言の君」に通じてゐたことが知られる。「としこ」が承香殿女御源和子に侍仕してゐて、元良親王と知り合ふ機会を持ったであらう事情の傍証となるだらう。

一方、『大和物語』第四十一段に

源大納言の君の御もとに、としこはつねにまゐりけり。曹司してすむ時もありけり。

と所見してゐる。右の「源大納言の君」とは源清蔭であるが、清蔭は「亭子院のわか宮」と呼ばれた醍醐皇女詔子内親王と結婚してゐた。⁽²²⁾ 延長末年頃のことである。すなはち、詔子内親王と源清蔭との婚姻の場となつたのが「亭子院」であつた。「としこ」が源清蔭のもとに「曹司してすむ時」もあつたと言はれる場合、その清蔭宅とは「亭子院」に他ならず、詔子内親王が女御源和子の猶子となつてゐたことと無縁ではなかつたのである。「としこ」は、女御源和子に侍仕する女孺であり、その縁により、詔子内親王と源清蔭との婚姻の場である「亭子院」に出仕することも生じたわけである。それゆゑに、「としこ」と女蔵人「一条の君」とは、内裏において、朋輩といふよりむしろ、女蔵人と女孺といふ上下関係にあり、それなりに「いとよく知れる人」であつたと考へられるのである。

さらに、『元良親王集』(『元良親王集注釈』⁽²³⁾)に次のやうに所見する。

一条の蔵人にすみ給ふことを、内わたりの人の言ひければ、女、かく聞こえたりける

6 a 皆人の まけるがごとく 知りぬれば

宮

6 b おなじなところ 思ひなりぬれ

右の「一条の蔵人」は、「内わたりの人」の噂になるのであるから、内裏に侍仕する女蔵人であることは断るま

でもない。したがって、『大和物語』第十三段に、千兼と「としこ」夫妻に関して、「内の藏人にてありける一条の君といひける人」と表現されてゐる女性と同一人であることはまづ疑ひないだらう。

以上が、内裏に侍仕する女藏人「一条（の君）」に関する話柄であるが、これらすべてに共通する条件は、彼女が、伊衡女入内の延喜十六年から、「としこ」生存の延長五年までの期間に、内裏に女藏人として出仕してゐたことがあるといふことである。

七

さて、『大和物語』の「一条の君」は、第三十八段で、貞平親王の王女であるとその出自が明かされ、京極御息所襲子に侍仕してゐると説明されてゐる。襲子は、時平のむすめであり、讓位後の宇多上皇の御息所となつたのであるが、それは、延喜十六年五月以前のことであることは疑ひない。延喜十六年五月に、醍醐天皇が襲子に行幸日の恩賞として位記を下賜されたことが知られてゐるからである。⁽²⁴⁾その折の宇多上皇の後院は「亭子院」であつた。『元良親王集』に

京極の御息所を、まだ亭子の院におはしける時、懸想し給ひて、九月九日に聞こえ給ける

32世にあれば ありと言ふことを 菊の花 なほ飲きぬべき 心地こそすれ

と所見してゐる。右に「まだ亭子の院におはしける時」と表現されてゐるのは、このあと、宇多上皇が他の御息所達を置き去りにして、京極御息所一人のみを連れて、「河原院」へ移御してしまつたからである。すなはち、『大和物語』第六十一段に

亭子の院に宮すん所たちあまた御曹司してすみ給（ふ）に、としごろありて、河原の院のいとおもしろくつ

くられたりけるに、京極の宮すむどころひとところの御曹司をのみしてわたらせ給ひにけり。

と所見する。その移御が行はれたのは延喜十七年正月から三月までのことであつた。

『拾遺集』巻十六、雑春に次のやうに所見する。

亭子院京極のみやす所に渡らせ給うて弓御覧じてかけ物いだしせ給ひけるにひげこに花をこき入れて桜をとぐらにして山菅を鶯に結びす多てかくかきてくはせたりける
一条のきみ

木の間より散り来る花をあづさ弓えやはとぐめぬ春の形見に（521頁）

右は、「一条のきみ」が京極御息所に侍仕する女房であることを物語つてゐる。その点において、『大和物語』第三十八段の話柄と共通するものである。しかも、この『拾遺集』の雑春に所見する「一条のきみ」が、その当意即妙の歌才によつて賞讃されるべき存在として詠歌を撰入されてゐることは確かである。さうすると、先に五において見た、内裏に侍仕する女藏人「一条」が興ある歌詠みであると評されてゐた趣に通ふところがあると言つてよいであらう。

つまり、内裏に侍仕した女藏人「一条」と、京極御息所に侍仕した「一条の君」とは、ともにその歌才において評価に堪へ得る女性であつたことは間違ひないのである。しかも、世代的にずれてゐるといふ積極的な資料は存在しないと言つてよい。さうだとすれば、女藏人「一条」と、「一条の君」とは別々の女性であるよりは同一女性である可能性が大きいとしなければなるまい。もとより、それは、「一条」といふ呼称が、初めに見たやうに特異なものであつた、女藏人に通有の命名とは思はれないといふ觀念が前提となるからに他ならない。

八

『後撰集』卷十三、恋歌五に次のやうに所見する。

一条がもとにいとむ恋しきといひにやりたりければ鬼のかたをかきてやるとて

一条

恋しくばかげをだに見て慰めよ我がうちとけてしのぶ顔なり

かへし

伊勢

影みればいと心ぞまどはるゝ近からぬけのうときなりけり（292頁）

右の贈答は、「一条」と伊勢とが親しい友人であったことを物語るものであるが、その二人の交際の場合は何処にあったのだらうか。伊勢は、宇多天皇の後宮に侍仕して、宇多天皇讓位ののちは「朱雀院」から「亭子院」へと移御した温子に常に従って行ったと想定される。「亭子院」は、温子の里第であり、したがって、温子所生の均子内親王と敦慶親王との婚姻の場ともなつてゐた。温子は延喜七年六月七日に崩御し、続いて同十年二月廿五日には均子内親王も薨逝してしまふ。伊勢が敦慶親王との間に一女を儲けた身であることは周知の事実であるが、二人の交際の時期については詳らかでない。ただ、その時期を均子内親王の薨逝後のことと見るのは、それほど的外れではないであらう。したがって、伊勢は、温子が崩御し、均子内親王が薨逝したあとも、しばらくは「亭子院」に出仕してゐたとみなすことができる。

前稿に述べたところであるが、讓位後の宇多上皇は「朱雀院」を後院としてゐた。そこには温子や伊勢などの女御、更衣も同居してゐた。その後、宇多上皇が御息所達とともに「亭子院」に移御したことは明らかであるが、その時期を確認することができない。ただ、諸般の事情から推察すると、延喜七年温子が崩御したあとのことで

あつたと思はれるのである。したがって、伊勢もまた、御息所の一人として「亭子院」に居住してゐたに相違ないが、その時期は温子崩御後のことであつたと考へられる。

『平安朝歌合大成』所収の歌合について、伊勢の歌が見える——敵密には『伊勢集』の歌がと言ふべきであるが——歌合を辿っていくと次の如くである。

五〔寛平五年九月以前〕皇太夫人班子女王歌合

七〔寛平九年春〕東宮御息所温子小箱合

一五宇多院物名歌合

二〇延喜十三年三月十三日亭子院歌合

二一〔延喜十二—三年〕夏陽成院歌合

二八延喜廿一年〔五月〕京極御息所襲子歌合

三四〔延長二—七年秋〕式部卿敦慶親王前裁合

二一を例外として、伊勢の活躍した歌合が、宇多上皇、温子、敦慶親王とかかはるものであることが判る。右の三人の中核となるものは、「亭子院」といふ院宮であることが弁へられなければならない。二一は『伊勢集』の一本に、「歌合の歌 右」と所見するものを、題が「夏虫の恋」であるところから「延喜十二—三年」夏陽成院歌合のそれと共通するゆゑに、存疑のまま充当されたものである。しばらく保留してよいだらう。二八を、伊勢が延喜廿一年に「河原院」における襲子に侍仕してゐた証左とするわけにはいかない。この歌合には、忠房、伊衡、紀淑光なども臨席してをり、伊勢もまた彼等と同様に客人として外来した可能性があるからに他ならない。

因みに、『伊勢集』⁽²⁵⁾に次のやうに所見する。

京極の院に亭子の帝おはしまして花の宴をせさせ給ひ参れと仰せられしに参りて池に花など散りたるを見て

年を経て花の鏡となる水は散り懸るをや曇ると云ふらむ (364頁)

右の「京極の院」は「河原院」とみなし得る。宇多上皇は、この時「河原院」を御所としてゐて「花の宴」を開催し、伊勢に参会するやうに求めてきたのである。「亭子の帝」が主人で、伊勢が客人であることは明白であらう。先掲の二八における伊勢の立場はこれに準ずるものであったとも考へられる。

三四について、これを敦慶親王が式部卿に任官した延長二年以降のことと必ずしも断定することはできない。

『古今集』巻十七、雑歌上に

中務のみこの家の池に船をつくりておろしはじめてあそびける日法皇御覧じにおはしましたりけり夕さり
つかた帰りおはしまさむとしける折によりて奉りける 伊勢

水の上に浮べる船の君ならばこゝぞとまりといはましものを (134頁)

と所見する。右の「中務のみこ」は敦慶親王であり、「中務のみこの家」とは「亭子院」である。「法皇」が宇多上皇であることは言ふまでもないから、この時宇多上皇が「亭子院」以外の院宮を御所としてゐること、伊勢が「中務のみこ」と同居してゐる、つまり「亭子院」に居住してゐることが判る。この場合、伊勢が主人側で、「法皇」が客人である。敦慶親王は、均子内親王との婚姻生活を「亭子院」に営んでゐたのであり、均子内親王薨逝後ももっぱら「亭子院」を居宅としてゐたと推察される。

たびたび言及したやうに、「亭子院」はそもそも温子の領有する里第であり、均子内親王が伝領して、敦慶親王との婚姻生活を営んでゐた第宅であつた。しかし、その第宅は「均子内親王の家」と呼称されることはなく、「敦

慶親王の家」と呼称されるのである。それが当代の認識であった。たとへば、「東三条」は忠平女寛子の所領する第宅であるが、決して寛子第といふ呼称はなされず、重明親王第として指呼される。言ふまでもなく、重明親王が寛子を嫡室として、もっぱら「東三条」に居住したからに他ならない。それはあるいは、女性が記録に残ることはなかったといふことであるかも知れない。実際に「東三条」が「寛子の家」と呼ばれなかったといふ証拠は呈示し得ないからである。ただ、『尊卑分脈』の如き男系の世系図によつては、第宅の伝領（家号として個人に冠せられるを辿り得ないことは事実である。一旦、婚姻関係に還元しなければ、同一の家号が世系図においてあちらこちらに散らばつてゐる現象に脈絡を見出すことは不可能なのである。もっとも、このやうな現象は招婿婚にかかはるものであり、中世以降現代に至るまでの嫁取婚時代に及ぶものでないことは言ふまでもない。

それゆゑに、「亭子院」は、「敦慶親王の家」に他ならなかった。たとへ、宇多上皇が御所としてゐたとしても、それは、温子の夫君としての婿住みの範疇に入るものであり、その限りにおいて、均子内親王の夫君としての敦慶親王と同断であつた。あへて言ふならば、敦慶親王は宇多上皇の皇子であるゆゑに「亭子院」に居住してゐたのではなく、均子内親王の夫君であつたゆゑに、結果的に「亭子院」において宇多上皇とも同居したのである。言はば、温子と宇多上皇、均子と敦慶親王といふ二組の婚姻生活の場が「亭子院」であつたわけである。

宇多上皇は、他にも、「宇多院」「中六条院」「桂宮」「河原院」においての婚姻生活を営んでをり、この船遊びの時は、「亭子院」以外に居住してゐたことになるだらう。但し、その船遊びの時期が何時のことであるかは判然しない。『古今集』成立以前のことであることは言ふまでもないから、かりにこの時、宇多上皇が「河原院」に居住してゐたものとすれば、「河原院」への移御が延喜十七年であつたから、『古今集』の成立、奏上のことを延喜十七年まで引き下げ得る証左となし得るだらう。

一方、「一条」については、先掲の『拾遺集』雑春の話柄が存在してゐる。「一条」が京極御息所のもとに侍仕してゐた時、宇多上皇が「京極のみやす所に渡らせ給うて弓御覧じ」たといふ。右の表現は、宇多上皇の御息所たちが多勢「亭子院」に同居してゐた時期のことで、京極御息所一人のみが「河原院」へ伴はれたあとのことではないといふ趣があると言ふべきであらう。それぞれに曹司を設けてゐる何人かの御息所の中から、他ならぬ京極御息所の曹司に宇多上皇が「渡らせ給う」たのである。つまり、「一条」は、「亭子院」における京極御息所に侍仕してゐたのではなかったのか。

さうすると、伊勢と「一条」とが交遊関係を結ぶに至ったのは「亭子院」においてであつたと見ることができ。伊勢は均子内親王の薨逝後もそのまま「亭子院」に侍仕してゐて、敦慶親王と情を通じることになつたのであらう。おそらく、温子崩御のあと「亭子院」に迎へられた京極御息所襲子に侍仕してゐた「一条の君」とは、そのやうな成り行きにより、「亭子院」を場とする朋輩仲間であつたと考へられる。

同時に、伊勢はかつて帝位にあつた宇多上皇の寵を受け、「伊勢の御」ないし「伊勢御息所」と呼称される身分でもあつた。その意味において、伊勢は、『大和物語』第六十一段に、「亭子の院に宮すん所たちあまた御曹司してすみ給（ふ）に」と表現されてゐる御息所達の員数のうちに入つてゐるかも知れなかつた。その場合には、伊勢と「一条」とは朋輩といふより、上下の關係にあつたことになるだらう。ともあれ、宇多上皇は、伊勢をも含めた多勢の御息所達を「亭子院」に置き去りにして、襲子とともに、「河原院」へ移つて行つてしまふ。京極御息所襲子のみが宇多上皇の寵愛を占有してしまつたわけである。

『大和物語』第三十八段によれば、「一条の君」は京極御息所の許を退出してゐる。⁽²⁶⁾雨海博洋の所説、木船重昭の所説の如く、京極御息所と元良親王との恋愛事件の引責であつたかも知れない。ともあれ、『後撰集』恋歌五の⁽²⁷⁾

「一条」と伊勢との贈答は、この時期に、伊勢が退出した「一条」を思ひ遣ったものと考へることはできないだらうか。「一条」は、宮仕へをやめて「うちとけてしのぶ」乱れ髪が鬼のやうに可愛いげのない、憎さげなものであることを自嘲的に歌ったのではなかったか。

まもなく、「一条の君」は結婚して、「壹岐の守のめにています」ことになった。結婚した相手が壹岐守に任官したと見てもよいであらう。当時、原則として国守は任国に赴任して行かなければならず、しかも妻子を同伴して行くのが普通であった。正月の県召に任官すると秋には出発しなければならぬ。

かりに、「一条の君」が京極御息所の「亭子院」居住期に、京極御息所に侍仕してゐたとの仮定が正しいものとすれば、「一条の君」の退出は延喜十七年正月——三月の「河原院」への移御の以前であつたことになるだらう。古注に、「一条の君」の夫である壹岐守を春道列樹に擬する所伝があるのを挙げて、今井源衛「大和物語評釈・六十五出雲が兄弟」（『国文学』昭和43・6）は、これを積極的に支持してゐる。『古今和歌集目録』に、春道列樹について「延喜廿年正月卅日任_二岐国_一。不_レ発向_二卒_一。」と注記されてゐるが、それが事実であるとすれば、「一条の君」の夫として春道列樹はまことに恰好な存在であつた。壹岐守に任じられはしたが、出発前に逝去したのであるから、その妻は当然に京に留まつてをり、しかも再度宮仕へに出る可能性を有してゐた。少なくとも、女藏人「一条」とは、壹岐守に死別したあとの「一条の君」が、京極御息所の許へではなく内裏へ出仕するやうになつた境遇を指掌する呼称ではなかつたかといふ想定をうがつたものにしてくれるのである。

すなはち、初めて「亭子院」の京極御息所喪子の許へ出仕した時は、貞平親王の王女としての呼称である「一条の君」が、彼女にごく自然に冠せられたに相違ない。貞平親王の室となつて「一条の君」を儲けた女性が誰かを明らかにすることができない。しかし、おそらく摂関家の一条第に居住する女性であり、時平女喪子と血縁関

係にあったであらうことはほぼ断定してよいだらう。貞平親王が延喜十三年三月六日に薨逝してゐることと、褖子がそもそも醍醐天皇に入内させるべく掟られた女性であったといふことは、「一条の君」が初めから、褖子に侍仕する女官として準備されてゐたであらう事情を窺知させるに充分である。順当にいけば、褖子は醍醐天皇の更衣か女御になり、「一条の君」もまた褖子付きの女官として命婦か掌侍に任じられたかも知れなかった。

しかるに、宇多上皇は褖子を掠奪的に自らの御息所として「亭子院」に据ゑてしまったのである。褖子に侍仕する「一条の君」もまたおのづから、「亭子院」を場とする宇多上皇の後院における女官となつてしまふ。それゆゑに、「一条の君」がこの時期に「内の藏人」たり得ないものであることは断るまでもあるまい。

生得の歌才への奢りもあつたであらうし、褖子の血縁に繋がる我俣もあつたであらう、「一条の君」は自ら褖子の許を退出する羽目に陥つた。「鬼のかた」を書いた伊勢との贈答や「壹岐守」の求婚に応じたのは、その頃のことであらうと思はれる。

因みに、『後撰集』巻九、恋歌一に

えがたかるべき女を思ひかけてつかはしける

春道列樹（239頁）

と所見する。これを、春道列樹が「一条の君」へ贈つた歌と解するのは、余りに牽強に過ぎるであらうが、ともあれ、春道列樹は、「一条の君」の夫として好都合な条件を具へた候補者であることは間違ひない。

夫に死別した「一条の君」は、再度宮仕へに出ることとなり、内裏の女藏人に任官した。女藏人として通例の、父の官職名を冠せられた呼称ではなく、里第を冠せられた「一条」の名で呼ばれたのは、彼女がすでに「一条の君」として周囲に知られた存在であつたことによるのではないか。その再度の宮仕へは、おそらく延喜、延長の交であつたと推測される。時の御匣殿別当すなはち女藏人の候所の長官は、保明親王薨逝後の御息所貴子（忠平女）

であつた如くである。『吏部王記』(『史料纂集』⁽²⁸⁾) 承平元年四月廿六日の条に

是日御匣殿別当貴子朝臣、移住飛香舎云々 (50頁)

と所見する。延長年間の或る時期に、貴子が御匣殿別当に就任したことは疑ひない。「一条の君」の再度の宮仕へが、御匣殿別当を長官とする女藏人であつたことは、忠平女貴子と、「一条の君」との出自との浅からぬ契縁を思はせるものがある。「一条の君」の父系のそれではなく、母系のそれが、忠平女貴子と血縁的に近かつたと見ることもできよう。

九

最後に、「一条の君」と「陽成院」との関係であるが、少なくとも同一人である「一条の君」が、内裏の女藏人でありながら同時に後院である「陽成院」にも侍仕したり、また、京極御息所襲子の許に出仕しながら、「陽成院」にも出仕したりするといふことは考へ難いのではないか。客人ないし使者として、一時的に立ち寄つたものであれば、「陽成院の」といふ限定詞は冠せられるべきではない。

短い章段としては、たとへば、第五十段に、

かいせん、山にのぼりて、

雲ならでこだかき峯にあるものはうき世をそむくわが身なりけり

と見える。詠み手が「戒仙」であることの他に、山に登つた時の詠であることが呈示されてゐる。しかるに、「陽成院の一条の君」は、詠み手が「一条の君」であること以外何も呈示してゐない。

「陽成院の」を、原初的には「陽成院に」であつたと推測しよう。詠み手がまづ呈示されて、その贈歌の相手が

次に続くのが、『大和物語』の多くの場合の書き出しである。しかし、第三十二、三十四、七十九、百四、百七段などの書き出しに

亭子のみかどに、右京の大夫の詠みてたてまつりける、

右京の大夫のもとに、女、

又おなじみこに、おなじ女、

しげもとの少将に、女、

おなじ宮に、こと女、

と、相手が先行し、詠み手が後に来る形が見出される。相手の方が高い身分でもあり、実在感のある場合でもあらうか。したがって、第四十七段を、

陽成院に、一条の君、

おくやまに心をいれてたづねずばふかき紅葉の色をみましや

と解することはそれほど不当ではないであらう。「陽成院の一条の君」は伝承の途次における変容であったに相違ない。

〈侍従の君〉

一

『一条摂政御集』(『一条摂政御集注釈』⁽²⁹⁾)に次のやうに所見する。

おなじおきなうたとてほかにみえしを、さかしらにつつましけれどとて。本院の女御うせたまうて、またのとし、四月一日、じじうのきみのもとに

ほととぎすこぞみしきみがなきやどにいかになくらんけふのはつこゑ (37頁)

右は、のちに「一条摂政」と呼ばれた伊尹が「侍従の君」へ遣はした歌であるが、それは、「本院の女御」が薨逝した翌年の四月一日のことであつたといふ。「本院の女御」とは誰であらうか。

「本院の女御」とは、本院第を里第とする女御の謂であり、時平女ないしは、時平女所生のむすめで女御となつた女性を指掌する名称である。時平女仁善子は、保明親王の御息所となり、所生の保明親王女の熙子女王は、朱雀天皇に入内してゐる。保明親王は醍醐天皇の皇太子であるが、延長元年三月廿一日に薨逝した。つまり、保明親王は即位せず、したがって、仁善子は女御とはならなかつたのである。さうすると、本院第を里第とする女御は、朱雀天皇の女御となつた熙子女王しかあり得ない。

『日本紀略』⁽³⁰⁾ 承平七年二月十九日の条に

十九日壬寅、以文獻彦太子女熙子女王ニ為女御。(36頁)

と所見してゐる。しかし、熙子女王を「本院の女御」と呼称したことを証明する資料が見出されないで、「本院の女御」については、たとへば、朱雀天皇に入内した実頼女慶子を指呼するとする所説も出されてゐる。『日本紀略』天慶四年七月十六日の条に

十六日甲戌、以大納言右近大将藤原実頼卿女慶子ニ為女御。(42頁)

と所見してゐる。慶子は、実頼が右大将の時に朱雀天皇に入内したので、「大将御息所」と呼称されたのであつた。慶子を「本院の女御」と指呼するためには、慶子を時平女の所生とすることが必要不可欠の条件とならう。

周知の如く、実頼男の敦敏、頼忠、斉敏は時平女の所生であることが明らかであるから、慶子が時平女の所生である可能性もないわけではない。そこに、慶子を「本院の女御」とみなす一応の根拠が見出されることにならう。因みに、実頼の次子頼忠は、敦敏、斉敏と同産の兄弟であるから、敏を通字として頼敏であったのであらうが、時平嫡男保忠の養子となったので、頼忠と改めたものである。

さて、「本院の女御」熙子女王は、天曆四年五月五日に薨逝した。時に伊尹は二十七歳であった。その翌年すなはち、天曆五年の四月一日に、伊尹が〈侍従の君〉へ贈った歌が、前掲の「ほととぎすこそみしきみがなきやどに」の歌であったわけである。

『拾遺集』卷十九、雑恋に

一条摂政下らふに侍りける時承香殿の女御に侍りける女に忍びて物いひ侍りけるに更にな問ひそといひて侍りければ契りし事有りしかばなどいひ遣はしたりければ

本院侍従

それならぬ事も有りしを忘れねといひしばかりを耳にとめけむ（552頁）

と所見する。伊尹が「承香殿の女御」に侍仕する女であった「本院侍従」に贈った歌である。右の女性を、先掲の『一条摂政御集』に、「本院の女御うせたまうて、またのとし、四月一日、じじうのきみのもとに」と表現されてある女性と同一女性を指掌すると見ることは誤りではないであらう。さうだとすれば、「本院の女御」は同時に「承香殿の女御」であり、「本院侍従」はすなはち、〈侍従の君〉であったと想定することが可能となるのである。換言すれば、「本院の女御」熙子女王は、承香殿を曹司としてゐたのであり、いはゆる「本院侍従」と呼称される女性は、「君」の敬称を附されるにふさはしい出自であるといふことに他ならない。

二

従来、いはゆる「本院侍従」と指呼される女性の出自を、「本院の女御」に侍仕してゐたことで説明しようとする向きがあった。つまり、「本院の女御」に侍仕した「侍従」といふ意味で、「本院の侍従」と呼ばれたと考へるのである。

しかしながら、たびたび言及したやうに、侍仕する場所が女性名称に冠せられるといふ規則は、その侍仕する場所を後宮殿舎に限定して想定する場合にのみ無条件で成立するていのものである。たとへて撰閑家といへども、個人の第宅に侍仕するゆゑを以て、女官名称にその第宅名が冠せられると見るべきではないのである。「本院の女御」である熙子女王は、本院第を里第とする女御であつて、同時に、承香殿を後宮における曹司としてゐた。

さうすると、熙子女王に侍仕する「侍従」が、「承香殿の侍従」と呼称された場合には、「承香殿」がその侍仕する場所であつて、侍仕する場所が女官名称となつてゐるといふ規則にあてはまるわけである。

たとへば、醍醐天皇の後宮において、承香殿女御であつた源和子に侍仕した、某中納言のむすめが、「承香殿の中納言」と呼称されたのは、その例証とならう。しかるに、「本院侍従」は、朱雀天皇の後宮における承香殿女御である熙子女王に侍仕してゐたにもかかはらず、「承香殿の侍従」ではなく、「本院の侍従」と呼ばれてゐたのである。この場合に、熙子女王が「本院の女御」であつたことと、「本院侍従」が「本院」を冠せられてゐることは、或る意味で無関係である。「本院」が、後宮殿舎の名称ではなく、個人の第宅に過ぎないからである。

つまり、「本院侍従」は、彼女自身が本院第を里第とするゆゑにこそ、「本院」を冠せられてゐるのであつて、宮仕への場所によつて、「本院の侍従」と呼称されたのではない。彼女は、本院第を里第とする、侍従某のむすめで

あったに相違ないのである。それはつまり、侍従某が本院第所領の女性に通婚してゐて、そこに儲けられたむすめが「本院侍従」であるといふ事情を背景とするはずである。それでは、その事情を史料に徴することができるであらうか。

本院第が時平の居宅であることは周知のところであらう。『尊卑分脈』（一の46、47頁）に、時平女が五人記載されてゐる。それは順に、「宇多天皇后」「克明親王上」「実頼公北方」「敦実親王室」「博雅三位母」と注記されてゐる。右のうち、「博雅三位母」と注記されてゐる女性は、源博雅が克明親王の王子であるところから、あるいは、別人の室家となつたのではないかといふ推測を可能としてゐる。たとへば、時平女で、克明親王室となつた女性が逝去したあと、その姉妹に当る女性が後継の室家となるといふケースは、決してあり得ないことではないから、時平女二人に、「克明親王上」「博雅三位母」と注記されてゐたとしても、あながち誤伝であると断ずることはできないであらう。しかしながら、克明親王が延長五年九月廿四日に、おそらく三十歳未満の年齢で薨逝したであらうと推測されるので、その婚姻生活も短期間であつたと考へられるのであり、時平女二人が継続して室家となつた可能性はさう大きくないやうにも思はれる。つまり、「克明親王上」と「博雅三位母」といふ二つの注記は、本来、同一女性の注記であつたのではないかといふことである。

『拾遺集』卷十二、恋二に

本院の五の君のもとに始めてまかりて朝に

あした

平行時

朝まだき露わけ来つる衣手のひるまばかりにこひしきやなぞ（480頁）

と所見する。「本院の五の君」は時平女五女であるとみなされる。すなはち、『平安朝歌合大成』二八「延喜廿一

年〔五月〕京極御息所襲子歌合〕に次のやうに所見する。

さわがしくて返し得し給はで、院にかへり給ひて、左右と方わきて、歌をよませ給うてあはさせ給ふ。左みかどの御女源氏、右は御息所の御妹五君、御達もみな方わきてなむありける。(200頁)

右に見える「御息所」は、京極御息所襲子であつて、襲子が時平女であることは言ふまでもない。「御息所の御妹五君」が、したがって、時平女であることは明白である。

〔平行時〕は、〔平随时〕である。『大日本史料』第一編の八、天慶九年正月十一日の卯杖の条に掲出の〔北山抄〕に

天慶九年、大夫師輔卿昇案坤角、学士維時乾角、権亮^{ナカトキ}随时良角、左少将為善巽角、太弟於闐内昇之、(576頁)と見える。時に、東宮権亮であつた。この平随时室が、『拾遺集』恋二の歌により「本院の五の君」であると思はれる。

『公卿補任』天曆二年に、平随时が五十九歳で任参議と見え、尻付に次のやうに見える。

延長二年正月七日従五位下(宇多院御給。别当代)。

二月一日遠江守。

同 七年正月七日従五位上(治国)。

同 廿九日備中介。

承平四年閏正月廿九日美乃權守。

天慶元年正月防鴨河使。

十月廿四日左衛門權佐。

同 二年正月七日正五位下。

十六日次侍従。

二月一日兼丹波守。

同 五年十二月停權佐。

同 五年四月廿五日從四位下（佐勞）。

同 七年正月廿二日兼春宮權亮。

同 八年十月十四日兼修理大夫（亮如元）。

同 九年四月廿一日昇殿。

廿六日補藏人頭。

廿八日正四位下（前坊亮）。

七月十七日兼内藏頭。

天曆二年正月卅日任三木（修理大夫如元）。

右によれば、平随時は天慶元年から五年まで左衛門權佐であり、天慶二年から七年まで次侍従であった。かりに、時平女「五の君」と平随時との間に生まれたむすめが、天慶二年から七年までの期間に後宮女官となったと仮定すれば、女房名を「本院の侍従」と呼称されたであらうといふことができる。

『朝忠集』⁽³¹⁾に次のやうに所見してゐる。

本院ゆげひにかうじのかはにかきて

薄けれど薄くもあらぬ山吹の八重の色に思ひ染むれば（510頁）

右は、「類従本」では、「本院侍従」となつてゐる。さうすると、「本院ゆげひ」と「本院侍従」とは同一女性を指示することになる。靱負のつかさとは衛門府のことである。「本院ゆげひ」は、本院第を里第とする衛門府の官人のむすめの謂であり、「本院侍従」は、本院第を里第とする侍従平随時のむすめであつた。その平随時は、天慶元年から五年までは左衛門権佐であつたから、むすめが「靱負」と呼称されて不思議はないことになる。

さうすると、いはゆる「本院侍従」は、〈本院の靱負〉とも呼ばれてゐたのであるから、平随時が靱負佐すなはち左衛門権佐であり、かつ侍従でもあつた、天慶二年から五年までの間に初出仕して、〈本院の侍従〉〈本院の靱負〉の女房名で、熙子女王に侍仕してゐたと想定されるのである。平随時は、本康親王の王子雅望王の男であつた。平姓を賜つた王胤であるゆゑに、そのむすめには、「君」の敬称が附加されて、「侍従の君」と呼称されたのであると推測される。但し、平随時室が時平女であつたとの所伝は管見に入らない。僅かに、先掲の『拾遺集』恋二に、平随時と「本院の五の君」との交渉の形跡が認められるのみである。平随時室としては、定方女が知られてゐる。『尊卑分脈』（二の58頁）に、左のやうに記載されてゐる。

定方 女子 平大式随時妻 繼時母
女子 同随時嫁

なほ、『朝忠集』の「本院ゆげひ」が、「本院侍従」の別名でなく、別人を指掌すると見ることもできる。むしろ、その方が自然であるかも知れない。それは、同じく、『朝忠集』に、次のやうに見えてゐるからである。

本院の侍従かねみちの君と寝たるを立ち聞きて

よそに我人々ごとを聞きしかば哀れとも思ふあな憂とも思ふ（509頁）

右が、兼通の相手であるといふ意味において、いはゆる「本院の侍従」であることは疑ひないので、「本院のゆげひ」の方は、同様に衛門府の官人のむすめであつた、「本院の侍従」とは別人といふことになる。その場合には、「本院侍従」の初出仕の時期を、平隨時が左衛門権佐であつた時期と限定する必要はなくなるので、単に、平隨時が次侍従であつた天慶二年から七年の間と見ることになる。

『本院侍従集』(桂宮本叢書)³²に次のやうに所見してゐる。

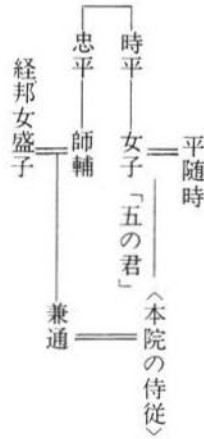
いまはむかし、かむたちめの次郎なる人、おほえいとかしこかりけれど、またわかうてかうふりもえぬおはしけり、おほちは太政大臣にてなんおはしける、いもうとはきさきはらのみにたてまつり給て、ふちつほにそさふらひ給ける、その御いとこさふらひたまひけり、□このしらきみおもひかけたまうて、物なといひてかくよみていひいれたまへり

色にいてゝ今そしらする人しれす おもひわくる深き心を (39頁)

右は、「おほち」すなはち、忠平の男子である「かむたちめ」すなはち、師輔の「次郎なる人」と表現される兼通と、「本院侍従」との関係を示す文章である。「その御いとこさふらひたまひけり、□このしらきみおもひかけたまうて」といふ部分の、「その御いとこ」を、「ふちつほにそさふらひ給」ふ「いもうと」の「いとこ」の意に解するならば、中宮安子と「本院侍従」とが「いとこ」であつた、おのづから、中宮安子の兄である兼通と「本院侍従」とが「いとこ」であつたとせざるを得ないであらう。さうすると、兼通の父母である師輔・経邦女盛子夫妻と、「本院侍従」の父母のいづれかがきやうだいであつたといふことになる。

先に、「本院の侍従」とは、時平女「五の君」と、平隨時との間に生まれたむすめではないかと推測した。明らかに、兼通と「本院の侍従」との関係は「いとこ」とはならない。

本院の侍従仮系図



かりに、〈本院の侍従〉が平随時のむすめであるとの推測が正しいものとすれば、「その御いとこさふらひたまひけり」を、「御いとこのこ」ないし、「御いとこにこあり」の意に解し、主格は、冒頭の「かむたちめ」すなはち、師輔であるとみなすべきであらう。つまり、〈いとこ〉の関係にあったのは、師輔と、本院の「五の君」すなはち、〈本院の侍従〉の生母であったことになるであらう。

三

『尊卑分脈』（一の46、47頁）に記載されてゐる時平女は五人であつて、それぞれ、宇多上皇、克明親王、実頼、敦実親王、平随時と結婚してゐたと推定し得る。宇多上皇御息所となつた褒子については、行明親王他の皇子の生母として周知のところであるし、克明親王王子である源博雅、実頼男敦敏他の三人、敦実親王王子である源雅信他の三人の生母が時平女であることもほぼ疑ひはない。

明白でないのは、「五の君」が果して、平随時の室家であつたかどうかといふ点である。これを、〈本院の侍従〉

と呼称されてゐる女官の存在から遡及的に推測して、侍従平隨時が、本院第において〈本院の侍従〉の生母である女性と婚姻生活を営んでゐたものと考へたわけである。

ところで、かりに五人の男性と時平女とが結婚してゐたことが、所生の子女によつて知られるとしても、その時平女が確かに五人であつたといふわけではないことに注意しなければならない。一般に、『尊卑分脈』に「女子」といふ形で記載されてゐるのは、『公卿補任』などに「母——女」と記録されてゐるところから、後人が、帰納的に創造して注記したものと云つてもよいだらう。時平女についても、本名の知られてゐる褒子はともかく、「実頼公北方」「敦実親王室」「博雅三位母」などは、『公卿補任』の応和三年頼忠の項、天曆五年源雅信の項、天延二年源博雅の項などの尻付から、拾ひ上げられて記入されたものと見る方がよさうである。それゆゑにこそ、「克明親王上」と「博雅三位母」とが別の女性といふことになることもあつたと考へられる。つまり、これらの女性は、別人であつたかも知れないし、逆に、同一女性が再縁したものであつたかも知れないのである。また、この他に時平女が存在したかも知れないし、時平女でない女性が混つてゐた可能性がないとも言はれないのである。少なくとも、保明親王の御息所となつて熙子女王を儲けた仁善子の存在が、『尊卑分脈』の記載に洩れてゐるのは争はれない事実である。『本朝世紀』⁽³³⁾天慶八年十二月十九日の条に

十九日、辛巳、今夜正五位下藤原朝臣仁善子卒、仁善子者、故贈太政大臣第一女、先々坊御息所、王女御母
(120頁)

と所見してゐる。仁善子が時平の長女であつたことは疑ひないであらう。

ところで、時平室について見ると、嫡室的存在であつたのは、本康親王王女の廉子女王であつたと考へられる。『公卿補任』延喜十四年に、保忠について

故左大臣正二位時平公一男。母一品式部卿本康親王女（從四位上廉子女王）。

と所見する。また、時平の次子顯忠について『公卿補任』承平七年に

左大臣時平二男。母大納言湛女（字藏更衣）。

と所見する。顯忠の生母は源湛女であり、彼女は初め、宇多天皇の更衣であった。源湛が「宇多院」を領有してゐたところから、『後撰集』卷十四、恋歌六の詠者「宇多院の女五のみこ」の生母であつたとみなされる。また、『扶桑略記』⁽³⁴⁾延喜七年十一月廿二日の条に、「敦実親王、今日於宇多院、加元服之由、」^(177頁)と所見するのは、敦実親王室となつた時平女が、源湛女である顯忠母の所生であつたかと思はせるものがある。

また、時平三男敦忠の生母は、在原棟梁女である。『公卿補任』天慶二年に、敦忠について

左大臣時平三男。母筑前守從五位上在原棟梁女。

と所見する。尻付に、左のやうに見える。

延木廿一年正月廿五日從五位下。

二月七日昇殿。

同 廿三年正月十二日侍從。

延長六年正月七日從五位上。

同 六月九日左兵衛佐。

同 八年九月廿二日昇殿（踐祚初）。

同 十二月十七日右衛門佐。

同 九年三月十三日左近權少將。

敦忠が、延喜廿三年から延長六年まで侍従であり、延長八年から九年にかけて右衛門佐であったことは、かりに、敦忠にむすめがあつて、本院第を伝領されてゐたと仮定するならば、〈本院の侍従〉なり、〈本院の靱負〉なりと呼称される可能性を有してゐたといふことであらう。とはいへ、その敦忠のむすめがもし實在してゐたとしても、彼女が、〈本院の侍従〉と呼称され得るのは、延長六年までに宮仕へに出てゐた場合に限られるわけである。敦忠は、延喜六年の生誕であり、延長六年には廿三歳でしかなかったから、宮仕へに出られるやうに成長したむすめがあつたとは言へないであらう。したがつて、〈本院の侍従〉が敦忠のむすめであつた可能性は否定される。それはさておき、敦忠母の時平室は、在原棟梁女であつた。『後撰集』巻十一、恋歌三に、次のやうに見えてゐる。

大納言国経朝臣の家に侍りける女に平定文いと忍びて語らひ侍りて行末まで契り侍りける頃この女俄に贈太政大臣に迎へられて渡り侍りにければ文だにも通はす方なくなりければかの子の五つばかりなるが本院の西の対に遊びありきけるを呼びよせて母に見せ奉れとてかひなに書き付け侍りける 平 定文(262頁)

右の「大納言国経朝臣の家に侍りける女」と表現されてゐるのがすなはち、棟梁女であつて、時平室となり、敦忠を儲けた女性である。その女性には「五つばかりなる」子があつて、「本院の西の対」を住居としてゐた、つまり、時平室である棟梁女は本院第の西の対屋に据ゑられてゐた。本院第は本来、時平の父基経の同母弟高経のむすめ「兵衛」の所領であり、高経女「兵衛」と忠房との婚姻生活がその東の対屋を場として、営まれてゐたのである。⁽³⁵⁾

ともあれ、時平室となつた棟梁女には、五歳ぐらゐの子があつた。性別も不明であり、父親も誰かは判らない。かりに、この子が女の子であつたと仮定しよう。成長後、彼女は、誰かのつまとなつたであらうと推測される。時

平が本院左大臣と指呼されてゐるところから類推される如く、時平は本院第を主たる住居としてゐて、棟梁女を「本院の北の方」として寵愛してゐたのは確かである。棟梁女のむすめを猶子として、好ましい配偶者を求めてやることもあへて辞さなかつたのではあるまいか。

このやうに見てくると、『尊卑分脈』に時平女として記載されてゐる五人のうちの誰かは、棟梁女のむすめで、時平の猶子であつたのかも知れないと考へられる。あるいはまた、右の五人の他に、時平女に準じる存在があつたかも知れないとも考へられる。

先に、「一条の君」について考察した折に、貞平親王室となつて「一条の君」を儲けた女性を、おそらく摂関家の一条第に居住する女性であらうと推測した。「一条の君」が京極御息所襲子に侍仕してゐたところから類推して、貞平親王室となつた、「一条の君」の生母を、時平とかかはりのある女性であつたと想定しても、あながち牽強附会とは言へないであらう。かりに、「一条の君」の生母が時平とかかはりがあつて、時平の第宅である本院第に居住してゐたと想定した場合、換言すれば、「一条」の条坊名が本院第を内実としてゐた場合、他ならぬ「一条の君」が、へ本院の君なり、へ本院の——なりと呼称されずに、一条といふ漠然たる街衢名を冠称としてゐたのは、「一条の君」が本院第そのものを伝領する資格を有してゐなかつたことを意味してゐるゆゑであつたとは考へられないだらうか。本院第に居住はしてゐても、時平のむすめではなく、本院第を伝領する有資格者ではないといふ事情が、「一条の君」の生母にはあつたのではあるまいか。時平室となつた在原棟梁女の姉妹ないしは連れ子が、「一条の君」の生母であつたと見られなくはないだらう。

『大和物語』第十四段に

本院の北（の）方のみおとうとの、童名をおほふねといふいますかりけり。陽成院の帝にたてまつりけるを、

おはしまさざりければ、よみてたてまつりける、

あらたまの年は経ねどもさるさはの池のたまもはみつべかりけり

と所見する。時平室であった棟梁女には、「おほふね（おほつふね）」といふ童名を持つ妹があって、陽成上皇の御息所にはからはれたが、成婚しなかったといふ。『後撰集』巻十、恋歌二に、

おほつふねに物のたうびつかはしけるを更にきき入れざりければ遣はしける

元良親王（250頁）

人をいひわづらひて遣はしける

平 定文（253頁）

人を思ひかけて遣はしける

平 定文（259頁）

と見え、それぞれに「かへし」として、「おほつふね」の詠歌が採録されてゐる。

つまり、棟梁女であり、時平室の妹であった「おほ（つ）ふね」は、陽成上皇、元良親王、平定文の恋愛、結婚の相手となり得る存在であったが、そのいづれとも成婚はしなかったものの如くであった。これを、貞平親王室となつて「一条の君」を儲けた女性に擬することはできないであらうか。断るまでもなく、貞平親王は、陽成上皇Ⅱ貞明親王の異母弟である。因みに、陽成上皇の異母弟のうち、貞元親王は、閑院第において基経女と婚姻生活を営み、貞純親王は、源能有の女婿であつて、桃園第に居住したことが知られてゐる。一方、陽成上皇同産の弟貞保親王は、光孝天皇皇女簡子内親王を室家として「華山院」を居宅としたと推測される。私見によれば、「華山院」こそは、簡子内親王の生母班子女王の「東洞院宮」に他ならなかつたのである。それは、あたかも、陽成上皇と光孝皇女綏子内親王との婚姻が「釣殿院」で行はれたのと同様の意義を担ふものであつた。「釣殿院」は、光孝天皇母儀の総継女沢子の里第であつて、沢子所生の仁明天皇皇女新子内親王が早逝したところから、班子女王所生の光孝皇女綏子内親王に附屬せしめられたものに他ならなかつたからである。⁽³⁶⁾要するに、廃黜した清和

——陽成皇統の親王達に対して、光孝——宇多皇統を擁立した、基経——時平父子の婚姻懐柔政策が講じられてゐたことが歴然としてゐよう。

右は單なる臆測の域を出づるものではないが、『大和物語』第十三段が「一条の君」の登場する章段であることと、続く第十四段が「おほ（つ）ふね」の章段であることとに、「おほ（つ）ふね」が「一条の君」の生母であつたといふ事情が籠められてゐるとしたならば如何であらう。少なくとも、かつて、そのやうな史的背景を想像した人物があり、第十三段と第十四段とを連繫したものであることは疑ひないと思はれる。

四

さて、時平と棟梁女との間に生まれた敦忠は、延喜六年の誕生であつたから、時平と棟梁女との結婚は、早くても昌泰、延喜の交であつたであらう。さうすると、妹の棟梁女Ⅱ「おほ（つ）ふね」が、時平の後見を得て、陽成上皇へ振り向けられたり、貞平親王と成婚したりしたもの、その頃のことであつたはずである。換言すれば、貞平親王と「おほ（つ）ふね」との間に「一条の君」が生まれたのは、延喜初年であつたとみなされる。「一条の君」が初出したのは、延喜十六年頃、つまり、京極御息所襲子が、行幸日の恩賞として位記を賜つた頃と推測してよいであらう。

醍醐後宮篇

伊予の御

『大和物語』第六十五段に次のやうに所見する。

南院の五郎三河の守にてありける、承香殿にありける伊予の御を懸想しけり。「こむ」といひければ、「宮す
んどころの御もとに、内裏へなんまゐる」といひおこせたりければ、

たますだれうちとかくるはいとどしくかげを見せじとおもふなりけり
といへりけり。

右の「承香殿にありける伊予の御」は、「宮すんどころの御もとに、内裏へなんまゐる」と答へたのであるから、
内裏後宮殿舎の一つである承香殿を曹司とする御息所に侍仕する女官であつたと見てよい。その父親が伊予守で
あることも推測し得る。「伊予の御」を、伊予守某のむすめで君寵を蒙つた女官であるゆゑの名称であると想定す
れば、「伊予の御」は、弘徽殿の女御温子に侍仕した伊勢が、宇多天皇のつまであつたゆゑに「伊勢の御」と呼称
されたのと同工に、承香殿女御源和子に侍仕しつつ、醍醐天皇のつまとなつたものと推測することができる。

『本朝皇胤紹運録』に、醍醐第三皇子代明親王について

本名将親。三品中務卿。母更衣藤鮮子。伊與介連永女。

と記述されてゐる。すなはち、更衣鮮子は、伊予介連永のむすめであつた。因みに、『本朝皇胤紹運録』の光孝天

皇の皇女には、

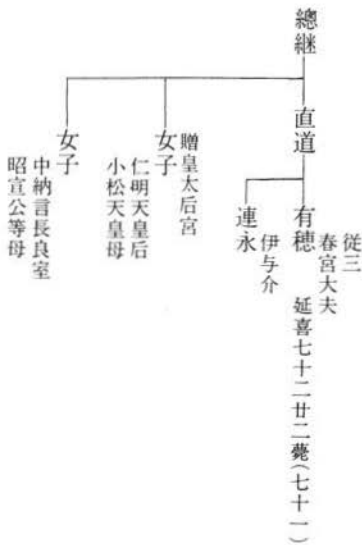
源禮子（配伊予介連永）

と記述されてゐる。源禮子が、更衣鮮子の生母であつたといふ明証は見出されないが、その可能性は十分にある。すなはち、更衣鮮子は、代明親王と恭子内親王とを儲けたのであるが、恭子内親王は賀茂斎院であつた。『大日本史料』第一編の四、延喜九年四月十四日の賀茂祭の条に所引の「北山抄」に、

一 年中要抄上 四月中申酉日賀茂祭事

延喜九年、齋王輕服、准齋宮例令参祭（42頁）

と見える。時の賀茂斎院の恭子内親王が、輕服であつたことが知られる。ほぼ一箇月前の延喜九年三月十八日に光孝皇女源禮子が逝去してゐる。すなはち、恭子内親王の祖母であつたと見てよいだらう。更衣鮮子は、源禮子と伊予介連永との間に生まれたと見られる。この女性こそ、伊予介連永のむすめであるゆゑに、「伊予の御」と呼ばれた女性であつたのではなからうか。『尊卑分脈』（二の356、358頁）によれば次のやうになる。



すなはち、連永は、光孝天皇母儀の総継女沢子には甥に当ってゐた。

『日本紀略』延喜十五年四月卅日の条に

卅日庚申。更衣従五位上藤原朝臣鮮子卒。伊與介連永女。賀茂斎院恭子内親王之母也。(18頁)

と所見する。連永女鮮子は更衣であつた。更衣鮮子所生の恭子内親王は、延喜三年二月に内親王宣下を受けた直後に賀茂斎院に卜定されてゐる。代明親王は、延喜三年十一月生誕の保明親王に次ぐ第三親王で、延喜四年の生誕と算定できる。すなはち、『大日本史料』第一編の五、延喜十九年二月廿六日の代明親王元服の条に所引の〔親王御元服部類記〕に次のやうに所見する。

延喜十九^{マツ}九二六代明親王加元服、親王年十六、午刻藏人立大床子於東庇、加冠清貫、理髮兼茂(109頁)

さうすると、代明親王の生母である更衣鮮子の入内は、少なくとも、同母姉恭子内親王の生誕年である可能性を持つ延喜二年より以前であつたことになるだらう。

一方、光孝皇女の源和子は、『日本三代実録⁽³⁷⁾』の仁和元年四月十四日の条に

皇女和子賜^ニ姓源朝臣。預^ニ時服月析^一。(587頁)

と見え、『日本紀略』村上天皇の天曆元年七月廿一日の条に

此日。女御正三位源和子薨。或閏七月十一日云々。(51頁)

と見える。入内したのが何時か、女御になったのが何時かは判らない。所生の皇子の常明親王は、『二代要記』丙集(『改定史籍集覧』1)に

四品元将明母女御和子光孝源氏号承香殿女御延喜八年四月五日為親王^{マツ}王年三歳天慶七年十一月九日薨年三十

九歳 (130頁)

とあり、延喜六年の生誕である。所生の皇女の慶子内親王は、『大日本史料』第一編の四、延喜十六年十一月廿七日の条に所引の「親王御元服部類記」により、延喜三年の生誕と知られる。やはり、女御源和子の入内も、延喜三年以前であつたと見てよい。

その上、女御源和子は、仁和元年に源姓を賜つたのであるから、もっとも遅く見積つても、仁和元年の生誕であつたはずである。醍醐天皇は、仁和元年正月十八日の誕生で、女御和子は、天皇と同年ないし年長であつたと思はれる。

『貫之集』(新訂土佐日記⁽³⁸⁾)に

延喜十八年承香殿の女御の屏風の歌仰せによりて奉る。十四首(17頁)

と所見する。延喜十八年に醍醐天皇は三十四歳であつた。それゆゑに、女御源和子が、醍醐天皇より年長であり得たかも知れない可能性を考へると、延喜十八年の「承香殿の女御の屏風」とは、四十の算賀のそれではなかつたかと思はれてならないのである。もとより、「賀の屏風」であることが明言されてはゐないから、必ずしも断言はできないが、もしこの仮定が許されるとしたならば、通常、女御源和子の所生とされてゐる皇女詔子内親王と齊子内親王は、年齢的に(延喜十八年に初老であつた)女御源和子の所生ではあり得ず、猶子であつたとみなすべきであらう。

更衣鮮子は、光孝皇女源禮子の所生であつたゆゑに、女御源和子に侍仕させられたものと考へられる。醍醐天皇の後宮には、光孝——宇多皇統の血統的優位性・純粹性を保たうとする意識が色濃く顕現してゐる。妃為子内親王、女御源和子、更衣鮮子の他に、詔子・齊子両内親王の生母と思はれる女性も存在したと推察されるのである。おそらく、更衣鮮子は、伊予介連永女であるところから、「伊予の——」として、源和子に侍仕してゐる間に

君寵を蒙って、恭子内親王、代明親王を儲けることとなったのであらう。さうすると、『大和物語』第六十五段の「南院の五郎」が懸想したのは、「伊予の——」が君寵を蒙る以前のこと、ほぼ昌泰年間のことであったと見てよいのではなからうか。

二

さて、「南院の五郎三河の守にてありける」と指呼された人物が、南院親王の称号を有する是忠親王のどの王子を指すのかは明らかでない。是忠親王の王子で、年齢の知られてゐるのは、源清平と源正明である。清平は『公卿補任』天慶四年に、「正四位下同清平六十五光孝天皇御孫。一品式部卿是忠親王二男」とあり、尻付に、「延喜十六年八月廿九日三河權守」と見える。時に四十歳であつた。逆算して、元慶元年の誕生となる。

しかるに、『日本三代実録』には、貞観二年十一月十六日の条に、「无位興我王從五位下。」(60頁)、元慶八年二月二十三日の条に、「无位……令扶王從五位下。」(50頁)と所見する。興我王は貞観二年に、令扶王は元慶八年に叙爵されてゐるのであるから、右の二名が、元慶元年生まれの源清平より、遙かに年長であらうことは明白である。源清平が、「是忠親王二男」であるといふのは誤伝であらう。

また、同書仁和元年正月二十日の条に

從五位下令扶王為侍從。……從五位上行筑前守興我王為山城守。(582頁)

仁和二年二月廿一日の条に

散位從四位下源朝臣和為侍從。(606頁)

散位從五位下令扶王為内膳正。(77)

同年七月十五日の条に

山城守從五位上興我王男……賜姓平朝臣。(614頁)

仁和三年六月十三日の条に

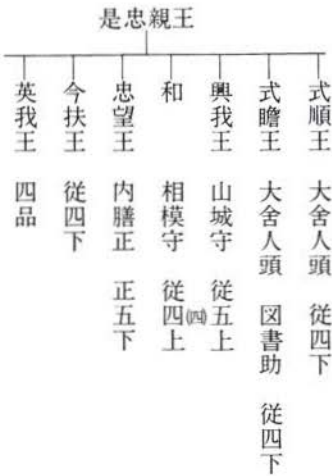
以從五位下行内膳正令扶王^一 為少納言。(635頁)

と所見する。「南院の五郎」が三河守であつたのが昌泰年間であつたと推測すれば、右に見える官職の十年後といふことになるので、興我王、源和、令扶王以外のやうに、思はれるが、手がかりはない。因みに、令扶王は今校王とも表記されることがある。なほ、『西宮記』⁽³⁹⁾卷八(裏書)に

清涼記云

昌泰二年九月八日己亥、降雨、……即少納言令扶王、代越⁽⁴⁾自軒廊上、昇殿北面跪、勅曰、云々、(82頁)と所見する。令扶王が昌泰二年に少納言であつた証左とならう。

『尊卑分脈』(三の363、364、366頁)に左のやうに記載されてゐる。



源清平 参議 太宰大貳正四下 延喜十二年賜姓

源正明 正四下 彈正大弼 参議

たとへば、興我王について、『日本三代実録』仁和二年七月十五日の条から帰納したとみなされる注記が記載されてゐるのを見ても、右は独自性、信憑性の高いものではない。是忠親王の系図は、すなはち、光孝天皇が五十歳にして登極したといふ事情から推察されるやうに、原初的な史料が欠落してゐると認めざるを得ないのである。

『大鏡』⁽⁴⁰⁾第六卷「昔物語」に

又、鳥飼院におはしましたる○、^にれいの遊女どもあまたまいりたるなかに、大江玉渕が女の、……めでたがりて、みかどよりはじめてまつりて、ものかげ給ほどのこと、南院の七郎君に、うしろむべきことなどおほせられけるほどなど、くはしくかたる。^(281頁)

と所見する。『日本古典文学大系』の頭注に「南院の七郎君」を源清平かとしてゐる。

中納言の君

『大和物語』第百三十九段に次のやうに所見する。

先帝の御時に、承香殿の宮す所の御曹司に、中納言の君といふ人さぶらひけり。それを、故兵部卿の宮、若男にて一宮ときこえて、色好みたまひけるころ、

……

人をとくあくたがはてふ津の国のはたがはぬ君にぞありける

こぬ人をまつ葉にふる白雪のきえこそかへれあはぬおもひに

右に見える歌は、『拾遺集』巻十五、恋五および、『後撰集』巻十二、恋歌四に「承香殿中納言」と記名して撰入されてゐる。「中納言の君」は、承香殿御息所すなはち、女御源和子に侍仕してゐることがよく周囲に知られてゐたわけである。

「中納言の君」といふ呼称は、中納言某のむすめの君の意であるから、昌泰、延喜を少し遡るところから、中納言となつた人物を順に辿ってくれば、「中納言の君」の父親に出会ふことが可能なはずである。もとより、十指に余る候補者があるのだが、先に、「伊予の御」の項に言及したやうに、醍醐後宮においては、光孝——宇多皇統の強化がはからはれてゐたのであつて、その視点から推察すると、候補者はただ一人に絞られるのである。光孝天皇の皇子の源貞恒である。

源貞恒は、『公卿補任』寛平五年に三十八歳で任参議と見え、延喜二年正月廿六日に任中納言である。同八年正月十六日に任大納言、七箇月後の八月一日に薨逝してゐる。時に五十三歳である。かりに、源貞恒のむすめが、任中納言の延喜二年以降に、源和子に出仕したとすれば、「中納言の君」と呼ばれたであらうと考へられる。そもそも、源和子の入内は、所生の第一子と認められる慶子内親王が延喜三年の生誕であるから、少なくとも延喜二年以前であらう。「中納言の君」の初出仕が、延喜二年以降であると考えられるからには、「中納言の君」が、入内する源和子の専従高級女官として配置されたであらう蓋然性は高いのである。

のうさんの君

『大和物語』第六十二段に次のやうに所見する。

のうさんの君といひける人、浄蔵とはいとなうおもひかはす中なりけり。

「のうさんの君」は、「うさうの君」「のうさうの君」の異伝があるが、意味は皆目分明でない。浄蔵の相手であった女性は多々あったであらうが、二なく深く思ひかはす仲として誰でも知ってゐる仲といふのは、さう多くはないと考へてよいであらう。たとへば、『後撰集』卷十二、恋歌四には、

浄蔵くらまの山へなむ入るといへりければ

平中興が女（281頁）

と見えるが、右の「平中興が女」と浄蔵との恋愛は、『大和物語』第百五段として詳細に物語られてゐるので、誰でも知ってゐる仲の一つであつたと見てよいだらう。

右の『後撰集』卷十二、恋歌四には、

つらくなりける男のもとに今はとて装束など返し遣はすと

平なかきが女

かへし
城（源）巨城（277頁）

心ざしおろかに見えける人につかはしける

なかきが女

かへし
源 是茂朝臣（282頁）

の二組の贈答も見えてゐる。平中興のむすめには、浄蔵の他に、源巨城および源是茂との恋愛があつたわけであるが、もとより、平中興のむすめと指呼される女性が、必ずしも一人に限るわけではないといふことに注意すべ

きである。

『大和物語』第百五段で、淨藏との戀愛を謳はれた平中興のむすめといふのは、『大和物語』第百六段によれば元良親王とかつて戀愛關係にあった経歴の持ち主であつた。『元良親王集』（『元良親王集注釈』）に、

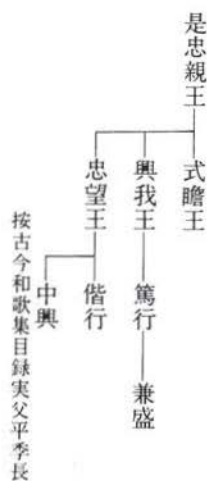
「近江の介中興が女ども、容貌よく心高し」と聞き給て、つかはしける

と見えるので、近江介中興には複数のむすめのゐたことが判る。したがって、『後撰集』恋四に、それぞれ浄蔵源巨城、源是茂の相手として歌を撰入されてゐる平中興のむすめが、別々の女性である可能性は大きいと言はなければならぬ。その中の一人は、元良親王とも、浄蔵ともかはりを持った女性であつたといふことになる。

さうだとすれば「のうさんの君」といふ女性名称の中で、少なくとも、意味を持つ音節が「さんの君」＝「三郎の君」であるといふことと、浄蔵と深い関係にあった女性として平中興のむすめがゐたといふことから、「のうさんの君」を、平中興のむすめの三の君を指す語彙であつたと見ることは容されなだらうか。

平中興は、『尊卑分脈』（四の4、41頁）に左のやうに記載されてゐる。





右に見える是忠親王の後胤の兼盛は、『大和物語』第五十八段に、「兼盛のおほ君」とも指呼されてゐる。また、『後撰集』巻一、春歌上の詠者としても、「兼盛王」と記名されてゐる。しかし、兼盛の父篤行は、『古今集』巻十、物名に、「平あつゆき」と記名されてゐて、〈篤行王〉とは見えない。『尊卑分脈』には見えないが、興我王の男篤行王が平姓を賜つたことは疑ひないにもかかはらず、その男の兼盛が、再び兼盛王と指呼されるのはどういふわけであらうか。当代にあつては、平姓——おそらく源姓はもとより、在原姓や良岑姓も——が皇親であり、賜姓王胤であることが、認識されてゐたといふことを示すのではなからうか。本来、王と呼称されるべき身分であることが弁へられてゐたのではないかといふことである。位階・官職の低さとは別に、その王胤への敬称が、「君」を附加せしめたといふところに、平中興女の「君」の呼称があつたものと見ておきたい。

修理の君

『大和物語』第八十九段に次のやうに所見する。

修理の君に右馬の頭すみける時、「かたのふたがりければ、方違にまかるとてなむえ参りこぬ」といへりければ、

これならぬことをもおほくたがふればうらみむ方もなきぞわびしき

引き続き、『大和物語』第九十段に次のやうに所見する。

同じ女、故兵部卿の宮御消息などしたまひけり。「おはしきさん」とのたまひければきこえける、
たかくとも何にかはせん呉竹のひとよふたよのあだのふしをば

右は、『元良親王集』（『元良親王集注釈』）に

修理のくその・もとに、おはせんとしたまへりければ、女

114 a 高くとも なににかはせむ 呉竹の 一夜二夜の あだの節をば

と見えるので、『大和物語』の「同じ女」は、『元良親王集』の「修理のくそ」と一応、同一女性であることが判る。しかも、『大和物語』の第八十九段は、「修理の君に右馬の頭すみける時」と語り出されてゐるので、第九十段の「同じ女」は、第八十九段の「修理の君」を承接してゐると見て差支へないことになる。

木船重昭著『元良親王集注釈』では、

「くそ」は同等あるいは目下の者につける。父兄に修理職の官人がいた女房であろう。伝未詳。『大和物語』にも「修理の君」の名で登場。藤原忠文女とする説（鈴木佳与子氏説）もある。（95頁）

と注釈されてゐる。

角田文衛「源久曾」（『紫式部とその時代』⁽⁴¹⁾）によれば、「源朝臣屎」について次のやうに述べられてゐる。

大和時代から奈良時代にかけて、日本には屎の字のついた地名や人名が少くなかった。（財）古代学協会が発掘調査した越前国足羽郡における造東大寺司の糞置庄などは著名であるし、また大宝二年の戸籍や降つては延喜八年の戸籍にも「久曾売」「小屎売」といった婦人名が随処に散見している。むろん、これらは下賤な名



であった。しかし下賤なるがゆえに、すなわち疫神も厭がって素通りするという意味では、貴族の婦人や都の街路名にも採用される可能性があった。(634頁)

右に論じられてゐるのは、『古今集』卷十九、⁽⁴²⁾雑体に

くそ 尿源つくるが女

よそながらわが身にいとこのよるといへばたゞいつはりにすぐばかり也(321頁)

と見えてゐる女性である。「源つくる」は諸系図に所見がない。角田文衛「源久曾」では、「おそらく彼は嵯峨天皇の孫くらいにあたつていたのであらう。」と推測してゐる。

『尊卑分脈』(三の2、3、6、10、11頁)に次のやうに記載されてゐる。

「嵯峨天皇の孫」に当る源弼、源至、源精のむすめが、それぞれ『古今集』の作者であったことから類推して——但し、源弼のむすめは、「大輔の母」の誤伝である——、「源つくる」が、同様に、嵯峨天皇の孫である蓋然性は高いだらう。「つくる」は「つぐ」ではなかったのか。一応、源嗣のむすめが、「源くそ」であったと想定することができよう。

源嗣については左のやうな史料が見出される。

『大日本史料』第一編の四、延喜十一年六月十五日の「亭子院」の宴の条に所引の「伏見宮御記録」所収「亭子院賜飲記」に、

延喜十一年……其選者、唯參議藤原仲平、兵部大輔^{源嗣}☐☐、右近衛少将藤原兼茂、藤原俊^{藤出羽守}☐☐藤原経邦、兵

部少輔良岑遠視、^{左兵衛佐}☐☐☐藤原伊衡、散位平希世等八人而已、(330頁)

と見える。

『貞信公記』⁽⁴³⁾〔大日本古記録〕延喜七年二月八日の条に

八日、大殿門・藤中納言・左衛門督及四位・五位等・於左近陣頭、令少将嗣朝臣奏尚侍慶、舞踏了大殿門率公卿・氏大夫等被申梨壺御曹司、次參東宮、而依御物忌^源得啓之 (3頁)

と見える。以て、源嗣の決して高貴な位階とは言へない位相が判るであらう。

さて、『元良親王集』に見える「修理のくそ」といふ名称は、〈修理大夫のむすめのくそ〉の意に解することができるであらう。そして、『大和物語』に見える「修理の君」は、〈修理大夫のむすめの君〉の謂である。さうすると、「修理のくそ」とは、〈修理大夫のむすめの君のくそ〉といふことになり、高貴な出自の女性に附される敬称の「君」と、卑称である「くそ」とが、同一女性に冠せられてゐることになるのである。

初めに、〈大輔のめのと〉と大輔の君の項に触れたやうに、源悦のむすめが、延喜十九年に五節舞姫に選ばれたことと、時に源悦が修理大夫であったことは、「修理の君」が、五節後の源悦のむすめであると思はせるものを持つてゐる。彼女が、「くそ」といふ名前であったとすれば、彼女は「修理のくそ」といふことになるのではなからうか。高貴な出自の女性への敬称とみなされる「君」と、卑称とみなされる「くそ」とが、同一女性に冠せられてゐる現象は、そのやうに考へることで理解することができよう。つまり、『大和物語』第九十段ひいて第八十九段の「修理の君」は、『元良親王集』の「修理のくそ」と同一人であり、それは、源悦のむすめであったと考へられる。

さうすると、『古今集』雑体の詠者「くそ尿源つくるが女」が、源嗣のむすめであるとするならば、『元良親王集』の「修理のくそ」は、嗣女ではなく、悦女であるくその意であるといふことになるであらう。嗣女も悦女も、くその名前を持ち、同じやうな出自、年頃であったところから、後者を前者から識別するために、〈修理大夫のむすめの方のくそ〉の意で、「修理のくそ」と指呼されたとみなすわけである。あるいは、また、かうも考へられる。すなはち、「源つくる」は、「源作」であつて、それは「源悦」の草体誤読ではなかったかといふことである。嗣女と悦女が、ともに、くその名を持ったと見るよりも、修理大夫のむすめで、くその名を有した「修理のくそ」の存在が確かであるからには、しかも、「修理」に源悦が比定されるからには、源悦の誤伝が、「源作」であつたと想察する方が、より適切であるかも知れない。その場合は、源悦のむすめが、延喜十九年に五節舞姫に選ばれるより三、四年前の詠歌が、『古今集』に撰入されたといふことにならうか。

補遺 『元良親王集』の女性

『元良親王集』（『元良親王集注釈』）に

陽成院の一宮元良親王、いみじき色好みにおはしましければ、世にある女の、よしと聞こゆるには、逢ふにも逢はぬにも、文やり歌詠みつつやり給ふ。監の命婦のもとより帰り給て

1 来や来やと 待つ夕暮と 今はとて 帰る朝と いづれまされり

と所見する。「世にある女の、よしと聞こゆるには、逢ふにも逢はぬにも、文やり歌詠み」をしたといふのであるから、『元良親王集』には、「よしと聞こゆる」「世にある女」が登場すると見てよいだらう。「世にある女」を、元良親王が青壮年期にあった頃、ほぼ、延喜、延長、承平年間に宮廷文化圏に属した女性と考へるならば、『大和物語』に登場する女性と重なる場合も多いとみなされよう。

因みに、『大和物語』と『元良親王集』とは、十六首の共通歌を有し、その共通歌を有する章段は、第八段、第九十段、第百六段、第百三十七段、第百三十九段、第百四十段の六段に及んでゐる。このことについて、木船重昭著『元良親王集注釈』の「元良親王集解説」は、次のやうに述べてゐる。

本家集のそれぞれの詞書は、あくまでも、歌集のそれであつて、大和物語の叙述は、時に本家集の詞書に近い簡潔なものもあるが、おおむね、本家集の詞書と内容・表現ともに類似してはいても、より具体的かつ詳細である。このことからただちに、本家集の詞書は、大和物語の叙述を参考し、簡略化して、編集した、と推定できるであろうか。……そもそも、大和物語の歌物語は、それに先行する、歌語り、あるいは、家集の存在を前提として成立したものであるはずである。とすると、大和物語に先行する、元良親王集の存在を推定させずにはおかぬ。本家集の大和物語と共通する歌の詞書は、大和物語の叙述を参考して、それを簡

略化したものであろう、とする推定とは逆に大和物語の叙述こそ、元良親王集の詞書に抛り、増幅したものだ、という推定のほうが、現実に近いのではあるまいか。(150頁)

すなはち、『元良親王集』から『大和物語』へといふ成立過程を想定するのだが、その『元良親王集』とは、『元良親王集』とも称すべきものであり、『現伝存元良親王集』は、『原元良親王集』から、元良親王と女性たちの贈答歌をもつぱら集めた他撰によって整理し再編成せられたのであろう。しかし、撰者もその撰集の時代も、明確ではない。(151頁)とされてゐる。

これに対して、阿部俊子「元良親王御集の性格」⁽⁴⁾は、「後撰集や拾遺集の撰歌に供せられた元良親王の家集」が、『現存の御集』とは異なった形態を有し、「南北朝の頃には現存御集以外の資料があつたかと考えられる。」にしても、「結局現存の元良親王御集は大和物語が成立した後、直接これに影響をうけていることを認めないわけにはゆかないと思う。」と述べてゐる。すなはち、『大和物語』から『元良親王集』へといふ成立過程を考へてゐる。

みぶのこ

『元良親王集』に次のやうに所見する。

みぶのこにつかはしける

10 経じや世に 憂き世をこれに 限りてん 思ふ心は ある身ながらに

右の「みぶのこ」は、「民部の御」と解することが一応可能であらう。『大和物語』第四十八段に、「先帝御時、刑部の君とてさぶらひ給(ひ)ける更衣の」と見えてゐたことが思ひ合はされる。すなはち、「刑部の君」と「民部の御」とは、対照的な呼称であるといふことに他ならない。

また、同じく『元良親王集』に

三条の右大臣のおはん女の、「経じや世に」と書いて給へるを、聞きて

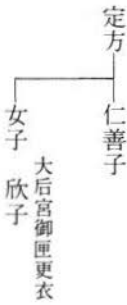
畠長き世を 今は限りと 思ふらん 知らねば人の つらきなるらん

と所見する。三条右大臣定方のむすめが、元良親王の詠んだ「経じや世に」の歌を知って、その感想として右の歌を詠んだといふのである。木船重昭著『元良親王集注釈』の右の歌の項に、「歌主に仕えている女の童みぶの、こから伝聞したのであらう。」(136頁)と解釈されてゐる。

三条右大臣定方のむすめが、元良親王の歌を知った理由を、侍仕する女童とその主人といふ関係に求めると、そのやうな取るに足りない女童に贈る歌としては、元良親王ともあらう人物の絶望的な心情が過度に傾く嫌ひがありはしないだらうか。三条右大臣定方のむすめとして、もっとも有名なのは、言ふまでもなく、女御である能子(のち、実頼室となった。)であつたと見てよいだらう。『日本紀略』延喜十三年十月八日の条に、

八日丙子、以更衣藤原能子為女御。(17頁)

と所見する。『尊卑分脈』(二の59頁)に、



と記載されてゐる。仁善子は誤りで、能子が正しいのだが、能子の他に、大后穩子に侍仕して「御匣更衣」と呼ばれる欣子のあつたことが知られる。つまり、醍醐後宮に、定方女で、女御であつた能子と、御匣更衣であつた欣

子の二人の女性が存在したことになる。「三条の右大臣のおほん女」と指呼されて、〈三条の女御〉と呼称されな
いところから、あるいは、女御能子ではなく、更衣欣子と見る方がよいかも知れないが、いづれにしても、「三条
の右大臣のおほん女」が、元良親王の贈った「経じや世に」の歌を知ったのは、他ならぬ後宮の場においてであっ
たと想定しては如何であらう。すなはち、その元良親王の「経じや世に」の贈歌は、醍醐天皇の後宮にあった「民
部の御」に宛てたものではなかったらうか。

女御能子ないし、更衣欣子と「民部の御」とは、交遊関係にあったと見てよいだらう。あるいは、共通の話題
を有する交際圏内にあったといふことかも知れない。いづれにしても、肝腎なのは、取るに足りない女童などで
はなく、相応の身分を有する女房であったに相違ないといふことである。

木船著『元良親王集注釈』は、「みぶのこ」を、「民部卿の子」として、民部卿大納言源昇の女子かと想定しつ
つも、「こ」を疑問とする。娘Ⅱ子とは考へられないからである。

また、「みぶの御」として、「女房」かとも考へるが、結局は、「定方の息女に仕える童女であらう。」（13頁）と結
んでゐる。

しかしながら、「みぶのこ」は、定方女に侍仕する女童ではなく、むしろ、定方女に対等の友人の立場にあった
「女房」であり、まさに、「民部の御」として指掌される女性に他ならなかったと見るべきであらう。さうだとす
れば、彼女は一体、誰のむすめであったのか。

容易に想起されるのは、先の「刑部の君」との対照の妙から、刑部卿源湛のむすめに対する民部卿源昇のむす
めではなからうか。源昇のむすめには、宇多天皇に入内して依子内親王の生母となった貞子（賀子）と、醍醐天
皇に入内して重明親王の生母となった某子とがあった。『本朝皇胤紹運録』に、左のやうに所見する。

依子内親王（母更衣源貞子。民部卿昇女。）……『二代要記』丙集は賀子に作る——新田注

重明親王（本名将保。二品式部卿。母昇女。）

そこで、定方女の女御能子との交遊関係といふ点から類推して、重明親王の生母である昇女を、「民部の御」と仮定することが可能になるであらう。

源湛のむすめは、「刑部の君」と呼ばれてゐた。さうすると、源昇のむすめは、「民部の君」と呼ばれてよいはずである。言ふまでもなく、湛と昇とは兄弟であり、刑部卿と民部卿の位階も同等だからである。

また、源昇のむすめで醍醐天皇に入内してゐた女性に、「民部の御」と呼ばれてゐたと考へられるからには、源湛のむすめで宇多天皇に入内してゐた女性は、「刑部の御」と呼ばれてよいはずである。しかるに、『大和物語』第四十八段には、「刑部の君とてさぶらひ給（ひ）ける更衣」とあった。さうだとすれば、更衣である湛のむすめの「君」と、昇のむすめの「御」との相違が、「更衣」であるかないかにあったと帰納できるかも知れない。醍醐天皇に入内した昇女は更衣とはならず、伊勢守継蔭のむすめが「伊勢の御」と呼称されたやうに、民部卿昇のむすめであるゆゑに「民部の御」と呼称されるに留まつたのであらう。

一方、宇多天皇に入内した湛女は更衣となり、「更衣源某子」もしくは、「刑部卿のむすめの君」と呼ばれることになったものであらう。「君」とは、男、女を問はず、また、位階・官職に関する、出自・身分に関するを問はず、普遍的な敬意を籠めて、頻用される敬称である。その一般的な敬称としての「君」が、『大和物語』においては、皇胤、王氏の裔といふ明確な基準によつて、後宮女官に附加されてゐるといふ予想は、ほぼ確かめられるやうに思はれる。

因みに、民部卿源昇は延喜十八年に薨逝し、そのあとを道明が襲つて民部卿となつたが、二年後の延喜二十年

に薨去した。その後に民部卿となつたのは清貫で、延長八年に清涼殿の落雷により震死するまで十年間在任してゐた。道明はともかくとして、清貫については、そのむすめが後宮女官として出仕する可能性があつたと見なければならぬから、「民部の御」は清貫女であつたかも知れない。但し、清貫女の入内した記録は何も見出されない。

おひねの大納言の北の方

『元良親王集』に左のやうに見える。

この宮の御をばおひねの大納言の北の方にてをはしけるを、いと忍びて通ひ給けり。北の方

30 荒るる海に せかるる海人は・立ち出でなん 今日波間も ありぬべきかな

右が、『元良親王集』の虚構でないとするれば、元良親王は「おひねの大納言の北の方」となつてゐた「御をば」と、不倫の關係にあつたことになる。木船著『元良親王集注釈』は、「おひねの大納言」を、「桂宮本」の所伝により「おほひ」と想定するが、「大炊の大納言」ないし「大井の大納言」と呼称された人物は見出されないやうである。

「御をば」が、父方の姉妹であるならば、陽成上皇の姉妹＝清和天皇皇女であつたとしなければならないが、清和皇女の婚姻の所伝はない。かりに、母方の姉妹であるとすれば、本稿では、元良親王の生母を「山蔭男遂長女」と推論したところから、遂長の女子の一人を擬することが可能となるであらう。

元良親王は、寛平二年の生誕であり、延喜、延長年間には十二歳から四十一歳に達してゐた。いま、この間に大納言に任官した人物を『公卿補任』により順に挙げてみると、源光、国経、定国、源貞恒、忠平、源湛、源昇、道明、定方、清貫、仲平、保忠がある。これを図示すると、左の如くなる。

右のうち、『公卿補任』『尊卑分脈』に、家号の記載されてゐるのは左の人々である。

源光 西三条右大臣 「補任」延喜十三年

国経 八条大納言 「尊卑」二の152頁

定国 泉大將 「補任」延喜六年

忠平 小一条太政大臣 「補任」天曆三年

源昇 河原大納言 「補任」延喜十八年

定方 三条右大臣 「補任」承平二年

仲平 枇杷左大臣 「補任」天慶八年

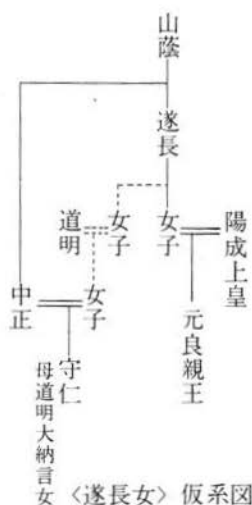
保忠 八条大將 「補任」承平六年

原則的には、一人物に家号は一つと見てよいので、右を除いた源貞恒、源湛、道明、清貫の四人の中の一人が、「大炊の大納言」ないし「大井の大納言」であったと考へられる。

次に、元良親王の生母が、〈遂長女〉であるとの本稿の推論に従へば、元良親王の「御をば」はすなはち、遂長の女子の一人であったことになる。そこで、右の四人の一人一人について、当代における婚姻が、狭隘なる同族婚を基本としてゐたといふ概念に則って、〈遂長と繋がる人物〉を求めると、『尊卑分脈』（二の303頁）に守仁について「母道明大納言女」とあるのが注意を惹く。

『大和物語』の女性名称

[illegible]



すなはち、山蔭男中正は、道明女を室家としてゐるのだが、それは〈道明室〉が、山蔭男遂長のむすめであつたからではないのか、といふ推測を图示したものが、右の仮系図である。この〈道明室〉が、事実「おひねの大納言の北の方」であつたとするならば、道明こそは「おひねの大納言」であつたことになるだらう。道明は、果して、大炊第ないし大井第を領有してゐたのであらうか。それが次に探り出されなければならない。

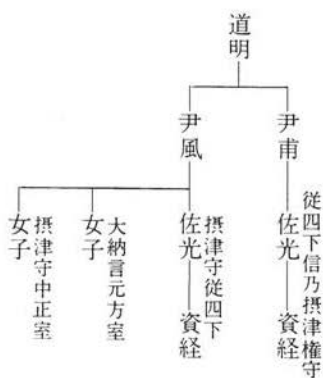
『大日本史料』第二編の六、寛弘五年五月二十五日妹子内親王薨去の条に掲出の「権記」に左のやうに見える。

五月廿五日、甲申、辰剋無品妹子内親王薨、年九、今上第二内親王、母前皇后宮也、参内、詣彼宮、

于時坐於信濃守、
佐光郁芳門宅也、奉弔、相逢左京大夫明理、明理令示女房許、自門外退、(四頁)

右は、「信濃守佐光」の第宅が、「郁芳門」第であつた事情を表してゐる。佐光は、道明の孫に当る。『尊卑分脈』

(二の458、459頁)に、左のやうに記載されてゐる。



右に従へば、「信濃守佐光」は、道明男伊甫の男子で、道明男尹風の猶子となつたものであらうか。その姉妹に當る尹風女に、「摂津守中正室」とあり、先に、守仁の母として仮定した〈遂長女所生の道明女〉を指すかと思はれる。道明が孫女を猶子としたのか、尹風が姉妹を猶子としたのか、にはかには決し難いが、ともあれ、山蔭男中正は、道明——尹風父子と婚姻によつて繋がつてゐたことが明らかである。

さて、郁芳門はすなはち、大炊御門であるから、佐光が所有してゐた「郁芳門」第が、祖父道明の（大炊御門第）であつたかも知れない公算は大であらう。先に、「五条の御」の項において、当代には、第宅の伝領について、父から男子へ直接的に続くのではなく、一世代おいた孫が、祖父の第宅を伝領したやうに見えるケースがあると述べておいた。在衡が五条第を領有してゐたところから、その祖父山蔭が五条第を所有したかも知れない可能性は大きいと見たわけである。

同様に、佐光が「郁芳門」第を所有してゐたことは、祖父道明が、その「郁芳門」第を、かつて領有してゐた

ことの一斑の証拠となるだらう。もとより、道明に〈大炊〉を冠した呼称が史料に見当たらないので、それ以上の積極的な証左とは言へないのである。因みに、佐光は、『紫式部日記』寛弘五年九月十五日生誕五日の産養の儀の条に、「少将のおもとの、これらには劣りなる白銀の箔を、人々つきしろふ。少将のおもとといふは、信濃の守佐光がいもうと、殿のふる人なり。」(47頁)と見えるのと同人物である。

なほ、道明について言へば、延喜十四年から兼東宮傳であつた。「おひねの大納言」を、傳大納言を指掌する和語と見ることができないであらうか。〈生ひね〉と、〈大炊おほひ〉との混淆があつたのではなからうか。

〈少輔の御〉

一

『大和物語』第百十一段に次のやうに所見する。

大膳の大夫公平のむすめども、縣の井戸といふ所に住みけり。おはいこは、後の宮に、少将の御といひてさぶらひけり。三にあたりけるは、備後守さねあきらまだ若男なりける時になむ、初の男にしたりける。

右の「少将の御」は、〈大膳大夫公平〉の長女であるといふ。「少将の御」の名称から推測するならば、〈大膳大夫公平〉は、一時、近衛少将を兼任し、その〈むすめの少将〉は、「後の宮」すなはち、醍醐天皇中宮穩子に侍仕する女官であつたことになる。まづ、「少将の御」の存在を、他の資料に探ってみよう。

『後撰集』卷十三、恋歌五に、

忍びて通ひ侍りける人今歸りてなどたため置きておはやけの使に伊勢の国にまかりて歸りまうできて後久しうとはず侍りければ
少将内侍

人はかる心のくまはきたなくて清きなぎさをいかで過ぎけむ

かへし

兼輔朝臣

たがためにわれが命をながはまの浦に宿りをしつゝかはこし (29頁)

と所見する。右の「少将内侍」を、〈大膳大夫公平〉の長女の「少将の御」と同一人と見ることはできるのであらうか。角田文衛「太皇太后藤原穩子」〔著作集⁽⁴⁶⁾〕六は、〈大膳大夫公平〉を橘広相の男公彦とし、「少将内侍」を掌侍橘某子としてゐる。かりに、それが認められるとすれば、掌侍橘某子⁽⁴⁶⁾「少将の御」といふことになるわけで、「御」は、掌侍といふ官職にあった女性を指示するものともなるであらう。

右に見える『後撰集』恋五に、兼輔が「おはやけの使に伊勢の国」へ行つた年次といふのは、『中納言兼輔集⁽⁴⁷⁾』に左のやうに見えるところである。

斎宮群行の長奉送使にて、かのみやより京にかへるに、たけのみやはかのみやのなゝり

くれたけのよよのみやこときくからに きみかちとせはうたかひもあらし (44頁)

右は、昌泰二年九月八日のことである。迫徹朗「『大和物語』の登場人物をめぐって」⁽⁴⁸⁾によれば、時に兼輔は、「讃岐掾を兼ねる非藏人か何かで、まだ身分は低かったが長奉送使の一員に加えられたのではなからうか。」と考へられるといふ。

兼輔は、『公卿補任』延喜廿一年に、四十五歳で任参議と見えるので、斎宮群行の長奉送使となつた昌泰二年には、二十三歳であつた。その相手であつた「少将内侍」は何歳ぐらゐであつたらうか。といふのは、「少将内侍」を、〈大膳大夫公平〉の長女の「少将の御」と同一人であるとするならば、『大和物語』第百十一段が、〈大膳大夫公平〉の三女は、源信明の「若男」時代の相手であつたと物語つてゐるところに抵触してはならないからである。

言はば、〈大膳大夫公平〉の同腹のむすめ達であつたといふ条件を満たすべく、「少将内侍」と、源信明の「若男」時代の相手である妹とは、あまり年齢に開きがあつてはならないといふことに他ならない。

そこで、兼輔が長奉送使となつた昌泰二年頃の「少将内侍」の年齢を最大限に若く想定して、十五歳であつたと仮定しよう。勿論、まだ、内侍に任じてはゐなかつたであらう。

一方、源信明は、『三十六人歌仙伝』⁽⁴⁹⁾によれば、天禄元年享年六十一歳で逝去したので、逆算して延喜十年の生まれとなる。「若男」の頃を二十歳前後とすれば、延長七年前後に当る。兼輔が二十三歳で、長奉送使となつた昌泰二年から、延長七年までは、三十二年経つてをり、源信明の相手となつた〈大膳大夫公平〉の三女を、かりに信明より年長であつたと仮定しても、兼輔の相手の「少将内侍」の妹としては、年齢が開き過ぎる。かりに、源信明より五歳年長であるとすれば、延喜五年生まれとなるが、「少将内侍」とは二十歳の開きがあることになる。源信明より十歳年長であるとすれば、「少将内侍」とは十五歳の開きとなる。しかも、右は、「少将内侍」の年齢を最大限若く見積つた上でのことで、「少将内侍」が、かりに内侍にふさはしい年齢であつたとするならば、昌泰二年には、さらに十歳ほど多く想定する必要がある、妹との開きは大きくなるばかりだらう。

また、〈大膳大夫公平〉の三女は、源信明との仲が絶えたあと、兼輔男庶正と結婚してゐるが、その時期を、迫徹朗「大膳大夫「きむひら」」⁽⁵⁰⁾（『王朝文学の考証的研究』）は、「天慶初年あたり」（46頁）と推定してゐる。おのづから、〈大膳大夫公平〉の三女の年齢を、源信明よりあまり年長に想定することは不可能となるだらう。つまり、兼輔の相手の「少将の内侍」を、〈大膳大夫公平〉の長女の「少将の御」と同一人とすることは、源信明の相手となつた〈大膳大夫公平〉の三女との年齢差の上から否定せざるを得ないことになる。

なほ、『後撰集』恋五の「少将内侍」の詠と同一の歌が、『兼輔集』⁽⁵¹⁾の詞書によれば、

おはやけの御使に齋宮にまで返りなむとてふるく知れりける女といふはさいぐうの内侍なり（107頁）とあり、「少将内侍」は〈齋宮の内侍〉であつたことになる。一方、『後撰集』巻七、秋歌下には、次のやうに所見してゐる。

故宮の内侍に兼輔朝臣しのびてかよはし侍りける文をとりてかきつけて内侍に遣はしける

など我が身下葉紅葉となりにけむ同じなげきの枝にこそあれ（225頁）

右の「故宮の内侍」とは、一応、故人である〈中宮の内侍〉の意であると考へてよいだらう。「内侍」とは、一般に、内侍司の三等官である掌侍の汎称であるが、この場合は、「故宮」の「内侍」といふ意味ではなく、〈中宮の内侍〉といふ中宮職女官三役——中宮の宣旨、中宮の内侍、御匣殿——の一員である女官を指掌してゐるであらう。したがって、現在、兼輔の対象となつてゐる「内侍」と、故〈中宮の内侍〉である、「故宮の内侍」とは、別々の女性なのであり、兼輔は、少なくとも、二人の掌侍に任じられてゐる女性と恋愛関係にあつたことになるわけである。

二

迫徹朗前掲論文は、〈大膳大夫公平〉を、橘公彦に比定してゐる。しかし、橘公彦が少将を兼任した証は求められてゐないので、橘公彦の女子が、「少将の御」と指呼される理由は明らかでない。また、〈公平〉を、公彦の誤伝であるか、あるいは改名後の名前ではないかとして考へるのも、必ずしも賛意を表し難い趣があるだらう。

それならば、かりに、橘公彦ではなく、〈橘公平〉といふ人物が、橘氏系図に記載されてゐたとすれば如何であらうか。言ふまでもなく、後述する如く、『後撰集』巻三、春歌下には、「縣の井戸」に住む「橘公平女」の詠歌

が入集してゐるところから、『大和物語』第百十一段の〈大膳大夫公平〉を、〈橘公平〉に比定することが可能となるだらう。この考へを立証しようとしたのが、岡山美樹「大和物語「大膳のかみきむひら」⁽⁵²⁾」である。

岡山は、『公卿補任』延長五年に、橘公頼について「贈中納言広相六男」とあるにもかかはらず、『尊卑分脈』（四の50頁）では、公頼が五男の位置に記載されてゐるので、公頼の兄に、〈橘公平〉が存在し、それが系図から脱落したのではないかといふ。広相男公材と公統は、ともに「文章博士」の、公材と公頼は、ともに「右京大夫」の官歴を有するので、〈橘公平〉も、公彦の「大膳大夫」の官歴を持ってゐた公算は大であるといふ。傾聴に値する見解である。

但し、その場合でも〈大膳大夫公平〉のむすめが「少将の御」と呼ばれるのは何故なのかといふ疑問は手つかずのままである。因みに、広相男で、少将の官歴を持つ人物は管見に入らない。広相が、阿衡の詮議により失脚した人物であることは周知のところだが、広相男で、もっとも出世したのは公頼であった。延喜廿一年正月卅日任左中将とあるものの、前官は右京大夫であり、少将を経由はしなかったのである。

『尊卑分脈』（四の50頁）に



と記載されてゐる。ところで、公彦に注記されてゐる大膳大夫の相当位は正五位上で、その下位の從五位上は中務少輔、從五位下は他の七省の少輔の位階である。「御巫本」「鈴鹿本」には、「少将の御」の部分は「せうの御」

となつてゐる。「せうの御」は、「少輔^{シヨボ}の御」の謂であるから、〈大膳大夫公平〉が、以前に八省の少輔であつて、その頃に〈大膳大夫公平〉のむすめが宮仕へに出たものと推測すれば、「少輔の御」と呼称されることになるのは当然である。

『大日本史料』第一編の六、延長五年十二月廿二日の条に掲出の〔北白川宮御所藏文書〕に、円珍に贈られた「贈智證大師号並法印大和尚位勅書」が掲げられてゐるが、「治部省符」に、「治部少輔從五位下公彦」と見えることを、迫論文が指摘してゐる。つまり、治部少輔橘公彦のむすめが宮仕へに出たとするならば、「少輔の御」と呼ばれたに相違ないのである。

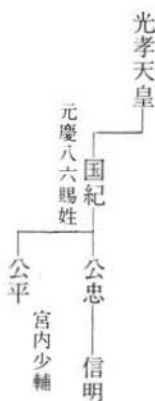
迫論文はまた、橘公彦が大膳大夫であつた事実を証明してゐる。すなはち、『本朝世紀』天慶五年四月十五日の条に左のやうに見える。

十五日戊辰。天晴。……而敏生朝臣依^レ申^ニ病由^一。改^ニ定兵庫頭平朝臣齊章^一。而件朝臣依^レ申^ニ傷胎穢^一。差^ニ替大膳大夫橘朝臣公彦^一御禊祭日可^ニ奉任^一之由。被^ニ召仰^一了。(94頁)

右により、橘公彦が大膳大夫であつたのは確かであるが、そのことと〈大膳大夫公平〉の長女が「少将の御」と呼称されたこととの間に何の繋がりもない以上、やはり、治部少輔の官職から導かれる「少輔の御」の所伝の方が、ありさうな呼称として想定されなければなるまい。醍醐天皇の後宮には、先述した如く、「大輔の御」と指呼される女官がゐた。「少輔の御」が、中宮穩子に侍仕してゐたとすれば、「大輔の御」と、「少輔の御」との対照は、同一生活圈における命名のあり方として、極めて蓋然性の高いものであつたと思はれるのである。

三

さて、「少将の御」ではなく、「少輔の御」が正しい呼称であったとしてよいのならば、「少輔の御」として中宮穩子に侍仕してゐた〈大膳大夫公平〉のむすめといふ女性は、橘公彦ではなく、源公平のむすめであったと見ることも可能になるのである。『尊卑分脈』（三の31、32頁）に左のやうに記載されてゐる。



宮内少輔公平のむすめが宮仕へに出たとすれば、当然に「少輔の御」と呼ばれたであらうが、源公平が大膳大夫の官職に就いたかどうかは知られないので、〈大膳大夫公平〉が源公平であると断ずるわけにはいけないのである。また、源といふ姓についても、疑念が残る。すなはち、『後撰集』卷三、春歌下に、

あがたの井戸といふ家より藤原治方につかはしける

橘公平女

みやこびと来てもをらなむ蛙なくあがたのゐどの山吹のはな（184頁）

と所見する。「縣の井戸」第に住んでゐたのは、「橘公平女」であると知られるので、右に従へば、『大和物語』第百十一段に、「大膳大夫公平のむすめども、縣の井戸といふ所に住みけり。」と述べられてゐる〈大膳大夫公平〉は、すなはち橘氏であるとしなければならないからである。

因みに、迫前掲論文には、「縣の井戸」は、橘諸兄以来、代々橘氏の氏長者の伝領して来た山城国綴喜郡の「井手の里」第の京における本宅の意味を持つてゐるので、「縣の井戸」第に居住してゐたのは、当然に橘氏でなければならぬと見えてゐる。とはいへ、「縣の井戸」第が橘氏の第宅であることは確かであるにしても、そのことが直ちに「大膳大夫公平」の姓氏を橘氏に規定する理由とはならないことに注意すべきであらう。それは、当代の婚姻のあり方から帰納される事柄であつて、「大膳大夫公平」は、「縣の井戸」第へ通婚して、そこにむすめを儲けたのであり、むすめの母親である女性が、「縣の井戸」第を領有する橘氏のむすめであると解すれば事足りるからである。もとより、橘氏の女性へ橘氏の男性が通婚したと考へることは一向に差支へはない。

ところで、「縣の井戸」が橘氏の所領であるといふことが周知の事実であつたとすれば、『後撰集』春下の詞書から、「橘」といふ姓氏を類推することは極めて容易なことであつたらう。つまり、原初的には、作者名が「公平女」とあつたと仮定して、「橘」を後人の補遺であるとみなすことも可能であるといふことに他ならない。

さうだとすれば、『尊卑分脈』の橘氏の世系には、大膳大夫ではあるが、「公彦」と記載されてゐることにより——「公平」なら問題はないのだが——、『大和物語』第百十一段にいふ「大膳大夫公平」は橘公彦ではなく、源公平のことではないかといふ着想も容易に浮んだことであらう。その場合には、『尊卑分脈』光孝源氏の世系には、「公平 宮内少輔」と記載されてゐるので、そのむすめは、「少輔の御」であつたに相違なく、「少将の御」ではないだらうといふ考へも当然あつてしかるべきであつた。換言すれば、「せうの御」の所伝とは、「大膳大夫公平」を、宮内少輔源公平のことと比定する着想と、表裏一体をなしてゐるといふことである。また、『後撰集』春下の作者名の「公平女」に橘姓を附加したり、『尊卑分脈』橘氏の「公彦」に、新たに「大膳大夫」の注記を加へたりする根拠も、同様に、『大和物語』第百十一段の「大膳大夫公平」を、橘公彦のことと比定する着想から導かれたもの

と考へることもできるだらう。

以上見たやうに、〈大膳大夫公平〉は、源公平とも、橘公彦とも、断定するだけの史料に欠ける嫌ひがある。とはいへ、源公平にしても、橘公彦にしても、それぞれ、宮内少輔、治部少輔であつたとすれば、「少将の御」は、「少輔の御」――「せうの御」――が本来の所伝であつたとみなすべきだらう。中宮穩子に侍仕する女官であり、その生母は、「縣の井戸」第を所領する橘某子であり、その父親は、治部少輔であつた橘公彦ないし宮内少輔であつた源公平である。かりに、源公平が父であつたとすれば、源某子と名乗る源氏の女性であつたことになる。橘公彦が父であつたとすれば、橘某子であることは断るまでもなく、しかも、その出仕の時期は、公彦が治部少輔であつた延長五年前後とみなすこともできるだらう。源公平の宮内少輔であつた時期は詳らかでない。

ここで、蛇足ながら、当代の婚姻と姓氏との關係について確認しておきたい。当代の婚姻は招婿婚を常態とするものであり、一定期間、夫が妻の家へ通ふことを以て婚姻が成立したとみなされ得る。夫妻は別居を原則として、おのづから、姓氏も生涯別々のままである。但し、そこに儲けられた子女の姓氏は、妻ではなく、必ず夫の姓氏に帰一する。子女は、妻の家において、妻の財産と養育のもとに成長するのだが、妻の姓氏に所屬することは決してないのである。

後宮女官として出仕してゐる女性に、姓氏が冠せられて呼称とされる時、その女官の姓氏は彼女の父親の姓氏である。彼女が未婚であればもとのこと、誰と結婚してもその姓氏は生涯不変である。同時に、彼女が誰かと結婚して儲けた子女は、すべて、夫の姓氏に帰屬するのであつて、彼女の姓氏とは、全くかはりを持たないのである。かりに、彼女が初め橘氏某と結婚して子女を儲けたあと、源氏某と再婚して子女を儲けたとすれば、彼女は橘氏の子女と源氏の子女とをそれぞれ有することになるわけである。

これを要するに〈大膳大夫公平〉のむすめは、その母親が、「縣の井戸」第に居住する橘姓の女子であったが、父親が〈橘公平〉であれば、橘姓を、「源公平」であれば、源姓を名乗ることになるといふことに他ならない。

承平四年三月廿六日、皇太后穩子の五十賀が常寧殿において行はれ、翌々二十八日恩賞の叙位があった。『大日本史料』第一編の六の同日条所引の「新儀式」にこの時、叙位にあづかった宮司の名が見えてゐる。

大夫平伊望為正四位上、……源裕子為正五位下、藤原吉子為從五位上、同勝子為從五位下、(784頁)

穩子付きの女官として、源姓はあるが、橘姓はないといふことが、一つの参考になるであらうか。もっとも、この叙位の時点では、〈大膳大夫公平〉のむすめが、「後の宮に、少輔の御といひてさぶらひけり。」といふ状態にはなかったとすれば、如何とも断ぜられないことに変りはない。

因みに、穩子に侍仕する女房の中に「まちしりのこ」のゐたことが、『玉葉集』⁽⁵³⁾卷六、冬歌によって知られる。

延長六年十月女房常寧殿の御前に菊植ゑける時よみ侍りける

まちしりのこ

おく霜に色はみえねど菊の花こむらさきにも成りにけるかな(343頁)

同じく『玉葉集』卷七、賀歌には、

延長六年内裏にて御まへに菊うゑさせ給ひて人々歌つかうまつりけるに

大輔

もゝしきに根をしとめて菊の花君みぬ秋はあらじとぞ思ふ(366頁)

と見える。『大日本史料』第一編の六、延長六年十月是月の条に掲載の「萬代和歌集」五、秋歌下では、

延長六年八月四日、春宮の御かたにわらはすまふせさせ給とて、前栽をはりのけられにけるを、おほきさいの宮の女房に菊うゑと仰せられければ、奉るとてよみ侍けるうたの中に、(112頁)

と詳述してゐる。『日本紀略』延長六年八月九日の条に、「九日。東宮有童相撲事。」(28頁)と所見するものが、『扶桑略記』には、「東宮童相撲。於弘徽殿東庭供之。」(20頁)と記述されてゐる。『玉葉集』冬歌の〈常寧殿の南前〉は、『扶桑略記』の〈弘徽殿の東庭〉に相当すると言へようから、延長六年八月に童相撲のため、前栽を掘り取つたのを、十月になつて穩子付女房の指示により、菊を植ゑることにしたという事情が看取される。当時、東宮寛明親王は、母后穩子と同殿してゐたのであり、「まちしりのこ」も、「大輔」も、穩子付の女官であつたとみなし得る。

「まちしりのこ」を、〈町尻の御〉と考へたい。『後撰集』卷十一、恋歌三に、

町尻の君に文遣はしたりける返事に見つとのみありければ　もろうちの朝臣

なき流す涙のいとそひぬればはかなきみづも袖ぬらしけり (270頁)

と所見するのは、〈町尻の御〉と同一女性であつたのではないか。「町尻」とは、南北に走る小路の「町」の二条以南の街衢名である。その町尻小路に面した一第を里第とする、穩子付の高級女官を指呼する名称が〈町尻の御〉であつたのだが、「町尻」を冠せられる公卿が、当時は誰であつたのか判らない。『尊卑分脈』には、兼通男時光、兼家男道隆、道兼の号として見えるのみである。

大和

『大和物語』第百七十一段に次のやうに所見する。

今の左の大臣少将に物したまうける時、式部卿の宮に常にまゐりたまひけり。かの宮に大和といふ人さぶらひけるを、物などのたまひければ、〔下略〕

（「大和」内裏へ実頼を訪ふ。）

広幡の中納言の侍従に物したまひける時、「かゝることなむあるをいかゞすべき」とたばかりたまひけり。

右に見える「今の左の大臣」は実頼で、「広幡の中納言」は源庶明である。実頼は、延喜十九年正月廿八日に右近権少将に任じ、延長六年六月九日に右近権中将に転じた。源庶明は、延長三年正月三十日に任侍従、同七年九月廿二日転左京大夫で、延長三年から六年までが、実頼が少将であり、源庶明が侍従であった期間となる。「大和」は、この間に「式部卿の宮」すなはち敦慶親王家である「亭子院」に侍仕してゐたわけである。

『後撰集』巻十一、恋歌三に左のやうに見える。

院のやまとに扇つかはすとて

右大臣

おもひには我こそ入りて惑はるれあやなく君やすゞしかるべき（273頁）

あつよしのみこの家にやまとといふ人につかはしける

左大臣

いまさらに思ひ出でじと忍ぶるを恋しきにこそ忘れわびぬれ（274頁）

前の「右大臣」は師輔、後の「左大臣」は実頼である。「左大臣」の相手の「やまと」は、『大和物語』第七十一段の「大和」と同一女性であると見てよい。「右大臣」の相手の「やまと」が侍仕する「院」は詳らかでない。

一方、『大日本史料』第一編の九、天曆四年五月二十四日の憲平親王生誕の条に所引の〔御産部類記〕所収「九条殿記」に、左のやうに見えてゐる。

少将伊尹之乳母大和奉仕御湯殿、依此女能知此道也（538頁）

師輔の長子伊尹は、延長二年七月十五日の生誕である（『貞信公記』同日条）が、「大和」と呼称される女性が乳母であったことが知られる。『一条摂政御集』（『一条摂政御集注釈』）に、左のやうに見える。

むらかみのみかどふえをかけて、御ごつかまつられたまて、いたうまけたまければ、ふえをかへしたまふとて、うへの御

56 しらなみのうちやかへすとおもふまにはまのまさこのかずぞまされる

御かへし やまとのめのとと世にいひける

57 かへすべきかずもなぎさのまさごをばなみもいかがはうたむとおもはむ

右の「やまとのめのと」が、「九条殿記」に見える「少将伊尹之乳母大和」と同一女性である蓋然性は高いであらう。但し、村上天皇の贈答の相手となった時点の「やまとのめのと」は、〈伊尹の乳母〉であるゆゑに「やまとのめのと」と指掌されたわけではなく、天曆四年生誕の憲平親王の御湯殿を奉仕したゆゑに、〈憲平親王の乳母〉のうちに数へられる存在であつたところから、「やまとのめのと」と呼称されたと知るべきであらう。

伊尹の誕生年と、実頼と源庶明の官職から規定される期間が接近してゐるので、伊尹の乳母の「大和」が、『大和物語』第百七十一段における実頼の相手である「大和」と同一女性であつたとの想像が容されるとすれば、少なくとも彼女は、師輔の長子の乳母を務めた自負心を有してをり、実頼に対して、大胆な求愛行動を取つたといふことになるのだらうか。

なほ、岡山美樹「一条摂政」やまとのめのと」と『大和物語』⁽⁵⁴⁾は、「やまとのめのと」を大和守忠房の女子に比定してゐる。(続く)

注

(1) 『大和物語』(『日本古典文学大系』9) 昭和32・10、岩波書店刊。以下同。

- (2) 東京大学史料編纂所編『大日本史料』昭和43・4(複製版)、東京大学出版会刊。
- (3) 荻谷朴編著『平安朝歌合大成』昭和54・8(復刊)、同朋舎刊。
- (4) 浅井虎夫著・所京子校訂『新訂女官通解』(『講談社学術文庫』670) 昭和60・2、講談社刊。
- (5) 『古今集』(校註国歌大系) 3、昭和2・12、国民図書刊。
- (6) 『新修作者部類』(校註国歌大系) 23、昭和5・12、国民図書刊。
- (7) 『古今和歌集目録』(『新校群書類従』和歌部卷二八五) 昭和4・11、内外書籍刊。
- (8) 『尊卑分脈』(『新訂国史大系』58・60) 昭和39・42(完成記念版)、吉川弘文館刊。以下本稿における『国史大系』所収本はすべて同版による。
- (9) 『拾遺集』(校註国歌大系) 3。
- (10) 『西宮記』(増訂故実叢書) 37・40、昭和6・2、6・10、吉川弘文館刊。によれば、卷八(宴遊)に左のやうに見える。延喜廿十々八、召雅楽寮人於清涼殿前奏舞、……………楽人候北廊、寮官外召馬允千兼、源雅時、甘南雅風、承香殿西砌立、(53頁)。
- 千兼が延喜廿年に馬允であった記事である。『河海抄』(玉上琢弥編『紫明抄 河海抄』昭和43・6、角川書店刊)「第五花宴」には、「延喜十七年三月六日乙卯御記曰……………讀岐豫千兼彈比巴」(28頁)と見える。
- (11) 『後撰集』(校註国歌大系) 3。
- (12) 『本朝皇胤紹運録』(『新校群書類従』系譜部卷六〇) 昭和5・5、内外書籍刊。
- (13) 『新古今集』(『日本古典文学大系』28) 昭和33・2、岩波書店刊。
- (14) 新藤協三「大和物語における陽成院のグループについて」『山形大学紀要』第八卷第二号、昭和50・2。
- (15) 雨海博洋・山崎正伸・鈴木佳典共著『大和物語の人々』(『笠間遺書』116) 昭和53・3、笠間書院刊。
- (16) 柿本獎著『大和物語の注釈と研究』昭和56・2、武蔵野書院刊。
- (17) 『延喜御集』(『桂宮本叢書』20『代々御集』) 昭和35・3、養徳社刊。
- (18) 『公卿補任』(『増補国史大系』53)。
- (19) 『敦忠集』(校註国歌大系) 12、昭和4・5、国民図書刊。
- (20) 第三段は、「年こえにけり。……………いとになくめでて、のちまでなむかたりける。」で終つてゐる。
- (21) 角田文衛著『王朝の映像』昭和45・8、東京堂出版刊。
- (22) 拙稿『「大和物語」の婚姻と第宅』『図書館学研究報告』17・18、昭和59・12、60・12。

- (23) 木船重昭著『元良親王集注釈』昭和59・6、大学堂書店刊。
- (24) 拙稿注(22)論文。
- (25) 『伊勢集』(『校註国歌大系』12)
- (26) 雨海博洋著注(15)書204頁。
- (27) 木船重昭著注(23)書9頁。
- (28) 『吏部王記』(『史料纂集』)昭和55・7、統群書類從完成会刊。
- (29) 平安文学輪読会編『一条摂政御集注釈』昭和42・11、塙書房刊。
- (30) 『日本紀略』(『新訂国史大系』11)
- (31) 『朝忠集』(『校註国歌大系』12)
- (32) 『本院侍從集』(『桂宮本叢書』9)昭和29・3、養徳社刊。
- (33) 『本朝世紀』(『新訂国史大系』9)
- (34) 『扶桑略記』(『新訂国史大系』12)
- (35) 拙稿注(22)論文。
- (36) 拙稿注(22)論文。
- (37) 『日本三代実録』(『新訂国史大系』4)
- (38) 萩谷朴校註『新訂土佐日記』(『日本古典全書』)昭和53・2、朝日新聞社刊。
- (39) 『西宮記』(『増訂故実叢書』37・40)昭和6・2、6・10、吉川弘文館刊。
- (40) 『大鏡』(『日本古典文学大系』21)昭和35・9、岩波書店刊。
- (41) 角田文衛著『紫式部とその時代』昭和41・5、角川書店刊。
- (42) 『古今集』(『日本古典文学大系』8)昭和33・3、岩波書店刊。
- (43) 『貞信公記』(『大日本古記録』)昭和31・3、岩波書店刊。
- (44) 阿部俊子『元良親王御集の性格』(『学習院女子短期大学紀要』7(一九七〇))
- (45) 『紫式部日記』(『日本古典文学大系』19)昭和33・9、岩波書店刊。
- (46) 『著作集』は角田文衛著『角田文衛著作集』昭和59・5、61・6、法蔵館刊。
- (47) 『中納言兼輔集』(『桂宮本叢書』1)昭和35・3、養徳社刊。
- (48) 迫徹朗『大和物語』の登場人物をめぐって』(『中古文学』15)昭和50・5。

- (49) 『三十六人歌仙伝』(『新校群書類従』伝部巻六五) 昭和5・5、内外書籍刊。
(50) 迫徹朗著『王朝文学の考証的研究』昭和48・2、風間書房刊。
(51) 『兼輔集』(『校註国歌大系』12)
(52) 岡山美樹『大和物語「大膳のかみきむひら」』(『平安文学研究』70輯) 昭和58・12。
(53) 『玉葉集』(『校註国歌大系』6) 昭和3・10、国民図書刊。
(54) 岡山美樹『一条摂政「やまとのめのと」と『大和物語』』(『平安文学研究』77輯) 昭和62・5。